

2021/10/30 発行

水源連だより

水源開発問題全国連絡会

SUIGENREN
DAYORI
No.88

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話 045-877-4970 FAX 045-877-4970

郵便振替 00170-4-766559

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://suigenren.jp/>

《水源連は、パタゴニア日本支社の助成を受けています》

石木ダム工事差し止め訴訟、福岡高裁は控訴棄却

しかし県に「地元の理解を得るよう」という課題も（10月21日）

現地では怒りの声、石木ダム抗議行動続く、、、、、、



＝目次＝

- ・ 事務局からの報告 1
- ・ 石木ダム、2021年の反対運動の主な流れ 10
- ・ 石木ダム経過（記事を中心にして）問題の最近の 12
- ・ 2020年7月4日球磨川豪雨災害とその後の状況 20
- ・ 流域治水型川辺川ダムの建設を主眼とする球磨川治水計画
2020年7月豪雨で川辺川ダムがあったならば、死者の命をどれだけ救えたのか？ 24
- ・ 国交相・成瀬ダム計画変更「事業費増額と工期延長」 30
- ・ 本明川ダム完成8年遅れ、2032年度に、総事業費も230億円増、約1.5倍へ 32
- ・ 荒川第二・第三調節池の事業が始まるが、荒川には喫緊の治水対策がある 36
- ・ 濁水を増加させる穴あきダムは、環境に優しくない「最上小国川ダム」 39
- ・ 流域治水関連法の改正が行われたが、どれほどの有効性があるのか 42

事務局からの報告

1 2021 年度水源連総会(第28 回総会)について

1) 2021 年度の第 28 回総会の持ち方について

ア. 2020 年度の第 27 回全国集会・総会はコロナ禍のため一堂に会することは危険との判断の下、紙上総会とし、全国集会は取りやめました。

今年・夏期からのコロナ禍第 5 波は収束の様相を見せていますが、冬に向けて第 6 波の襲来が心配されています。このような状況下においては、本年 2021 年度第 28 回総会も昨年と同様の紙上総会にせざるを得ないと判断しました。

多くの批判に答えぬまま、石木ダム建設事業強行と川辺川ダム復活策動が続いています。共に必要性が全くない上に、自然破壊と生活破壊、さらには受益予定者とされている皆さんには巨額な事業費負担を強いるものです。

これら二事業に代表されるダム事業の問題点の共有、それを許している法システムとその運用実態の分析、それらの克服を目指しての取り組み等を総会で検討し、石木ダム早期中止、川辺川ダム復活阻止を実現させたいものです。

イ. 紙上総会の持ち方

昨年同様、通常の総会で行っている、各地からの活動・状況報告、事務局からの報告と新年度の活動方針提案、検討課題の提案については、例年のように総会資料集の形にして会員の皆様に送付します。水源連 ML を活用しての意見交換・質疑応答は、可能な範囲で水源連 ML を活用して行います。郵送もしくは FAX も受けつけます。そうした形で皆さんのご意見を伺った上で事務局が整理し、その結果を水源連 ML・水源連ホームページに掲載すると共に送付します。2021 年度活動報告と会計報告、2022 年度活動方針と役員体制については、その整理版発行を以て、通常総会での承認がえられた総会記録に準ずる記録として扱わせていただくよう、お願いいたします。

2) 皆様へのお願い

ア. 総会資料集に掲載する「各地からの報告」について

水源連 ML・水源連ホームページに掲載した様式に必要事項を記入して、下記どちらかの方法でお送りください。

☆ 水源連事務局 (mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp) へ添付 file で送信

☆ 水源連事務局へ郵送、もしくは FAX で送信

・ 〒223-0064 神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28

・ 電話・FAX 045-877-4970

・ ※ 締め切り 11 月 30 日(火) 資料集の発送予定は 2021 年 12 月末です。

イ. 総会資料集を受け取ってからの質問・意見の提出について

総会資料集送付に併せてお知らせする期日までに、氏名と連絡先を明記して、上記同様にお送り下さい。お送りいただいた内容については、上記 1) イの通り、事務局として整理して、水源連 ML もしくは印刷物でお返しします。

2 石木ダムの状況

1) 概要

石木ダムでは、土地等が収用されて2年になる13世帯の皆さんと、支援者の皆さんが、連日、工事現場で「石木ダムは不要！ 工事を止めて話し合いを」と要請する中で、長崎県は付替道路工事強行を崩していません。長崎県はその一方で、13世帯皆さんに受け入れがたい条件を付けて8月31日を回答期限として「(一方的な)説明を趣旨とした話し合い」を13世帯皆さんに呼びかけました。9月に入るや、長崎県は「話し合い不調」「これ以上待つことはできない。9月から本体工事再開」をマスコミを通じて宣伝しました。現在は、ダム堤築造工事に入る前の、兩岸の樹木伐採を始めています。

長崎県と佐世保市は「石木ダムは必要ない」を認めません。事業認定取消請求に対して最高裁は「請求棄却」、行政不服審査請求審査庁・国土交通大臣も「請求棄却」でした。起業者側の言い分について、事実関係を何ら検証することなく、そのまま採用しての不当な棄却判決でした。

石木ダム工事続行差止請求に対しては、長崎地裁は必要性についてはひと言も触れずに、「差止め不值する不利益はない」＝「人格権侵害はない」として請求棄却、福岡高裁は必要性についての新たな証人尋問は不採用として結審、10月21日に判決となりましたが、全くの不当判決でした。

収用明渡裁決取消を求める行政不服審査請求は、当方からの意見書に対する処分庁・長崎県収用委員会から弁明書、同弁明書に対する当方からの反論のやり取りが続いています。その争点として、①当該事業は、事業認定当時(2013年)から2回、合計9年もの工期延長が行われてきている。②収用明渡裁決時点では事業認定当時で想定していた状況とまったく符合しない状況(ア：利水面では佐世保市の水需要低下と、不安定扱い水源が十分に機能している現実 イ：治水面では算出方法がデタラメで過大な基本高水洪水でさえ溢れることなく流下可能である上、治水対策としては開発が進んでいるデジタル制御による田んぼダムの方が遙かに有利)にあり、③最早まったく不要になっているので事業認定効果は喪失しているのは明らかである。④石木ダム事業認定においては、その必要性の有無と失われる利益について地権者の意見がまったく無視されていた。収用明渡裁決を審理する収用委員会においては、地権者側からの事業認定内容についての審理要請はすべて、土地収用法第63条第3項(事業認定の不服意見を述べることができない)が適用されて封じられた。地権者の意見封じはまさに人格権の侵害でしかない。以上から、収用明渡裁決は憲法13条、98条、99条違反につき取消を求めるべきものです。

2019年度、長崎県と佐世保市は事業認定後2回目の計画変更(工期3年延長 合計9年延長)を行い、その結果報告書をそれぞれの補助事業採択省(国土交通省、厚生労働省)に提出しました。しかし、その報告は実体を直視せずに架空の数値をでっち上げたものであることは既報の通りです。「水源開発の必要性」を示した佐世保市による需要予測も酷いものでした。厚生労働省水道課職員に対する佐世保市民・水源連事務局・大河原雅子衆議院議員によるヒアリングでは、「再評価の主体は事業者である。内容については事業者の責任に基づくものであるから、水道課としては問題にしない」という回答に終始しました。その後はコロナ渦が厳しくなり、再度のヒアリングはできていません。

2) 最近の問題 (現地からの情報に基づきます)

ア. 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行工事差止請求控訴事件の判決に対する対応（判決：10月21日（木）14時30分 福岡高等裁判所）

- 判決前の対応
 - ・ 個人から福岡高等裁判所への「公正な判決」を求めるハガキ作戦
 - ・ 原告団事務局 約2800枚配布しました。
 - ・ 水源連関係者等へ 「工事差止判決」を求めるハガキ 約200通配付しました。
 - ・ 公正な判決を求める要請書提出団体；72団体（10月6日時点）（水源連の団体会員も含む）
- 上告に向けての委任状とりまとめ経過等
 - ・ 10月7日現在；委任状267人 入金・振込254人（判決後に入金予定の人あり）
- 差止訴訟弁論再開関連；9月24日（金）福岡高等裁判所へ提出しました。
 - ・ 河川工学が専門の京都大名誉教授の今本博健氏が、8月中旬に川棚川流域で降った大雨のデータを基に石木ダムの必要性を検証しました。384戸が浸水被害を受けた1990年7月の豪雨よりやや少ない雨量だったが、水位は低く氾濫しなかったと指摘。河川改修で「100年に一度の大雨でも安全に流れる能力が備わった」として、「石木ダムは不要」と主張しました。
 - ・ 石木ダム対策弁護団は、「今本氏の報告は石木ダムの治水上の必要性を根底から覆すもの」と評価し、10月21日を控訴審判決日としている福岡高等裁判所に「控訴審の審理再開」を申し入れました。
 - ・ 弁護団と13世帯のみなさんは、記者レクを9月24日に 福岡会場とこうばる現地の座込み現場で行いました。

イ. 2021年衆議院議員選挙長崎県内選挙区からの立候補予定者への「石木ダムについてのアンケート」

- 石木ダム中止を求める長崎県内7団体と連携して、まもなく実施される衆議院議員選に長崎県内選挙区から立候補を予定しているみなさんの石木ダム問題に関する認識を尋ねるアンケートを実施しました。

☆ 詳しくは石木川まもり隊ブログ「[衆院選 2021 立候補予定者への石木ダムアンケート](http://ishikigawa.jp/blog/cat15/7596/)」
<http://ishikigawa.jp/blog/cat15/7596/> をご覧ください。

☆ 目的

- ・ 石木ダム建設は長年にわたる県政の重要課題であるにもかかわらず、これまで選挙の争点にはなっていない。
- ・ それは県民の多くが無関心だったから。その無関心が政治家をも無関心にさせ、この問題の解決を先送りしてきた。
- ・ しかし、気候危機が進む今、治水対策は国家的課題であり、環境問題は持続可能な社会を目指す国際的課題である。そして人権問題や公共事業のあり方、それら全てが詰まった石木ダム問題は私たち県民一人ひとりが考えるべき問題である。
- ・ 今回の選挙がそのきっかけになることを願って…。
- ・ 併せて、アンケート結果を国政にも反映させる。

☆ 概要

- ・調査対象者＝立候補予定と報道されていた 11 名（1 区＝西岡秀子、初村滝一郎、安江綾子、2 区＝松平浩一、加藤竜祥、3 区＝谷川弥一、山田勝彦、山田博司、4 区＝北村誠吾、末次精一、瀬川光之各氏）
- ・調査方法＝アンケート用紙を郵送し、回答は FAX で返送。
- ・発送日＝9 月 1 日（12 日に擁立が確定した加藤竜祥氏には 9 月 14 日に発送）
- ・回答期限＝9 月 20 日（加藤竜祥氏のみ 9 月 22 日）
- ・回答者＝11 人中 8 人が回答（記者会見の時点では 7 人だったが、その後 1 人から送られてきた）回答をいただけなかったのは、谷川弥一、瀬川光之、加藤竜祥 3 氏

☆ アンケート依頼と設問・アンケート回答一覧表（水源連ホームページ掲載）

野党共闘 4 党に、石木ダム計画「見直し」方針確立を要請 | を参照願います。

(<http://suigenren.jp/news/2021/10/14/15077/>)

☆ 印象的だったのは、（石木川まもり隊ブログより引用します）

- ・「住民を実力で排除することに賛成ですか、反対ですか」に対し、8 人中 7 人が「反対」、1 人は無回答
- ・右のグラフを参考として提供した上で「佐世保の水需要予測は合理的だと思いますか」の問いに対し、8 人中 5 人が「合理的ではない」であったが、1 人は「合理的である」、1 人は「回答を差し控える」、1 人は「全ての判断材料をもちあわせていない」と答えていました。
- ・「川棚川水系の水害対策として優先すべきものは何ですか」（複数選択可）に対し、8 人中 5 人が「堤防整備」を、3 人が「河道掘削」を、1 人が「石木ダム」、1 人が「優先順位をつけることは困難」、1 人は「回答を差し控える」つまり、多くの人がダムよりも堤防整備や河道掘削を選んでいました！
- ・ということは、多くの候補者が石木ダム計画に納得していない。
- ・ではどうするか？その方法として自由記述欄に書かれていた意見は、「ダム事業について中立、独立の機関による…必要性等を精査すべき」、「公共性の再検証が必要」、「地権者の皆さんだけの問題ではなく、私たち長崎県民にとっての環境問題」、「県民的議論を深めるための情報公開を求めていく」など。
- ・真の再検証のシステムが実現すれば、多くの無駄な公共事業を減らすことができます。そこに投じられていた莫大な税金を、本当に必要としている事業に使うことができます。



- ・ 今回のアンケート結果が少しでも多くの長崎県民に届くことを願っています。
- ・ 拡散へのご協力よろしくお願いします。
- 野党共闘4党への要請（水源連）
- ☆ 上記アンケート結果を国政に反映させることを目的に、水源連事務局は野党共闘4党（立憲民主党・共産党・社民党・れいわ新撰組）に、「長崎県・石木ダム計画の「見直し」を求める要請」を10月13日に郵送しました。
- ☆ 要請書等は水源連ホームページの“野党共闘4党に、石木ダム計画「見直し」方針確立を要請” <http://suigenren.jp/news/2021/10/14/15077/> を参照願います。

ウ. 土壌汚染対策法違反についての公開質問書（9月30日回答期限）の経過

- ・ 石木ダムをめぐっては周辺の付け替え道路工事に関して発注元の県が土壌汚染対策法で定められた知事への届け出を事前に出していなかったことが判明しました。
- ・ これを受け、反対住民らは違反となった工事の詳細や中村知事が刑事告訴する意思があるかを質す質問状を9月16日に提出しました。
- ・ 反対住民らは今月末までに文書で回答するよう求めている、県は「内容を確認して対応を検討する」としています。
- ・ 県地域環境課から「石木ダム建設に反対する川棚町民の会」炭谷猛代表へ「回答するのでメモしてください。」と電話がありましたが、文書回答を要求しました。9月30日を過ぎて1カ月になりますが、文書回答はまだ届いていません。
- ・ 参照：公開質問書等 [土壌汚染対策法違反についての公開質問書提出 石木ダム](http://suigenren.jp/news/2021/10/15/15097/)
<http://suigenren.jp/news/2021/10/15/15097/>

3) 石木ダム工事続行差止め訴訟控訴審不当判決

ア. 2021年10月21日、福岡高等裁判所（森富義明裁判長）は石木ダム工事続行差止め訴訟控訴審判決で長崎地方裁判所の一審判決を支持し、「工事続行差止め請求を棄却」しました。

主文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人等の負担とする。

イ. 福岡高等裁判所（森富義明裁判長）の判断骨子を以下に記します。

- ①. 控訴人らの主張する平穏生活権の内容が抽象的で不明確
- ②. その成立要件、法的効果も不明確
- ③. 事業認定処分に起因して生じている不利益は、事業認定取消請求訴訟によるべきもの。
- ④. 本件事業が土地収用法第20条各号の要件を充足していないことを理由に、差止めを請求することはできない。
- ⑤. 平穏生活権の侵害に対して、法に基づく正当な補償（土地収用法68条）が行われていないと主張するが、採用できない。
- ⑥. 1972年覚書を取り交したことは、その文面通りである。
 - ・ それにもかかわらず、未だ、本件事業について地元関係者の理解を得られるには至っていない。
 - ・ 控訴人県（被控訴人県のまちがい）を始めとする本件起業者には、今後も本件事業につき地元関係者の理解を得るよう努力することが求められる。

- ・ 本件覚書が存在することにより、前記判断が左右されるわけではない。
- ⑦. 控訴人等の主張は採用できない。
- ⑧. よって、原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文の通り判決する。

ウ. 判決への評価

- ①. ダム事業がその地の居住者の生活継続を許さないこと自体が人格権侵害であることはあまりにも当然のことです。それを認めない司法とは何なのか？何に依拠して判決しているのでしょうか？
- ②. とりわけ本件は、石木ダムの必要性についてはひとことも踏み込んでいません。事業認定に関することは事業認定取消訴訟、と問題をすり替えています。事業認定時に想定した状況と現実の甚だしい乖離を直視することは、起業者の本来の義務です。その義務不履行により 13 世帯皆さんの生活継続が強制的にできなくなるのですから、人格権侵害そのものです。この事実をまったく取り上げていない本判決は、常に意識しなければならない憲法のカナメ、人格権擁護を放棄した判決であり、無効であるといわざるを得ません。
⇒ 現状は、事業認定が予定している状況になっていないのですから、事業認定は意味を失っていると言えるでしょう。
- ③. 覚書に書かれていることは事実として認め、起業者に説明履行を求めていることは一審より優れています。しかし、「それを以て工事続行を差し止めることにはならない」としています。約束不履行を「工事続行を差し止める」につなげないのは何故でしょうか。どの法律に書かれているのでしょうか？

エ. 13 世帯関係者と支援者、弁護団は「石木ダム工事差止請求控訴審判決に対する声明」を 10 月 21 日に発表しています。

その骨子

私たちは、本判決に対して速やかに上告等の手続をするとともに、裁判外においても、違法な事業を中止させ、居住者らの人権を守るために、これまで以上に闘い続けることをここに宣言する。国あるいは起業者である長崎県及び佐世保市は、この私たちの断固たる決意を真摯に受け止め、即座に、客観的に明らかに不合理である石木ダム事業 計画を撤回していただきたい。

オ. 弁護団・控訴人は、上告と上告受理申立の準備を進めています。

- ・ 高裁判決から 2 週間以内に上告と上告受理申立の手続をとらなければなりません。
- ・ 控訴人であった皆さんには、上告人と上告受理申立人になっていただくお願いと、弁護団への委任状用紙を原告団事務局が送付しています。
- ・ 最高裁判所は口頭弁論を開くことなく、書面審査のみで判決（決定）します。

カ. 資料 下記を水源連ホームページに掲載しました。

- ・ 判決文 <https://tinyurl.com/ygmgkwvy>
- ・ 13 世帯関係者と支援者弁護団声明、<http://wp.me/a2T9dr-3Wa>

4) 石木ダムが問にかけている問題

ア. ダム事業は事業地住民の犠牲を強いる⇒人格権侵害

- ・ ダム事業地となったとたんに、住民はダムがらみの生活を強いられる。

- ・久保勘一長崎県知事と「第4条乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」とした覚書を1972年に交わしている。長崎県に覚書履行を求める。
- ・任意交渉、収用明渡裁決に応じないと、行政代執行で物理的に追出される。
⇒ 平穏な生活が侵される⇒人格権侵害を認めさせる。

イ. 事業認定後に2回の計画変更で工期合計9年延長⇒事業の緊急性を自己否定

- ・収用明渡裁決時点の状況が、事業認定当時に想定していた状況と大きく異なっている。
- ・事業認定で想定した状況と異なり、必要性・緊急性が皆無化している。
- ・事業認定による効果（収用・明渡）維持はまったく不要
⇒ 事業認定失効を認めさせる。

ウ. 再評価が「石木ダムありき」のコジツケにしかっていない。

- ・補助金適正化法は再評価のあり方を規定していない。
- ・再評価のあり方については行政評価法で定めているが、自己評価が一義になっている。
- ・そのため、補助金事業採択省は再評価結果報告書の内容について、科学性・客観性を問題とせず、無審査のままで補助金事業としての採択を継続し、財務省に予算を請求している。
⇒ 補助金事業採択省に、再評価結果報告書の内容についての審査権を付与する。
⇒ その上で、事業者の評価手法として関係住民との合意形成を義務づけ、合意形成も審査要件とする。

エ. 収用委員会運用は憲法違反ではないか。

- ・収用明渡裁決は、第63条第3項を適用して、地権を奪われる地権者の意見をすべて封じ込める、という人格権侵害状態での審理であったから、憲法違反で無効。
⇒

3 川辺川ダム計画の復活

別稿「流水型川辺川ダムの建設を主眼とする球磨川治水計画

2020年7月豪雨で川辺川ダムがあったならば、死者の命をどれだけ救えたのか？」
をお読みください。

4 衆議院議員選挙に向けた8政党へのアンケート調査

1) 10月1日に8政党へアンケート御願いを宛てました。

近年、ダムをめぐる社会状況は大きく変化しています。人口減少、老朽化インフラの増大、気候危機による水災害の大規模化・広域化で、新規のダム事業に巨費を投じ続けることは持続可能な社会の実現に逆行する状況となりました。欧米では、河川環境の回復や財政負担の軽減のため、ダムが撤去される時代となっていますが、日本の河川から撤去されたのは熊本県の荒瀬ダムのみです。

これからの日本において、ダムに関する政策をどのように転換するか・しないかは、日本社会のあり方、日本で暮らす私たちが受ける「公助」のあり方を決定するものです。

来る総選挙での投票の判断材料とするために、立憲民主党 共産党 国民民主党 日本維新の会 社民党 れいわ新撰組 自由民主党 公明党 計8党へダムに関する政策を伺うアンケート調査を行いました。

その結果等を水源連ホームページに掲載しましたので、参照ください。

31日の投票行動のお役に立ったでしょうか？

衆議院議員選挙に向けて、8政党へのダム問題に関するアンケート調査報告 | 水源連

(<http://suigenren.jp/news/2021/10/20/15106/>)

2) 設問・回答の概要 10月23日現在 回答7政党 その内2政党は、まとめて自党の政策を提示しています。

【1】水道用水の確保について

1 水道需要の減少傾向

5政党が「知っている」としています。

2 ダム開発の失敗

5政党が「知っている」としています。

3 新規ダム開発

3政党が「計画を見直す」、1政党が「近年の状況も踏まえた再評価が必要」、1政党が「自然と共生し、スリムでしなやかな国土を形成するため、21世紀型社会資本整備を着実に進めるとともに、豊かで多様な社会資本の再生とより有効な活用を図ります。地元のニーズに根ざし、地元企業が自信と誇りを持って仕事ができ、人に優しく思いやりのある地域密着型の社会資本整備を進め、防災力を向上させるとともに、地域の暮らしと雇用を守ります。」としています。

4 事業再評価と補助金

3政党が「適切ではない」、1政党が「第三者を入れた評価が必要」、1政党が「社会資本再生法」（仮称）を制定し、公共事業の選択と集中を図り、円滑な維持管理・更新を進め、安全性・防災性と効率の向上を実現します。これにより、今ある社会資本の老朽化・安全対策に万全を期し、縮減管理・ダウンサイジングを計画的に進めます。」としています。

【2】水害対策について

1 球磨川水害と水害対策

(1) 河川整備計画 策定状況

5政党が「河川整備計画が策定されていないことを「知っている」としています。

(2) 河川整備計画 手続き

4政党が「情報公開の徹底」、5政党が「住民参加による「球磨川のあり方」についての合意形成」をあげています。

(3) 環境影響評価

5政党が「環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施すべき」をあげています。

2 東日本豪雨と八ツ場ダム

「2019年の東日本豪雨において八ツ場ダムが役立った」という政府の主張について「適切である」と回答した政党はゼロでした。

【3】ダム堆砂

1 水力発電ダムと堆砂

企業が堆砂を適切に管理しない場合、4政党は「河川管理者が適切な指導・勧告をする」を趣旨とする回答でした。1政党は「公共事業完了後の監視、改善、同種事業の計画・調査のあり方等の検討」をあげています。

2 堆砂と海岸後退

5 政党が知っているとしています。

3 堆砂の浚渫・排出

ア：5 政党が浚渫・排出が行われていることを「知っている」としています。

イ：3 政党が「ダム浚渫が必要で有る限り、費用がかかっているのは適切といわざるを得ない」とし、1 政党は「適切ではない」としています。1 政党は「公共事業完了後の監視、改善、同種事業の計画・調査のあり方等の検討」をあげています。

ウ：5 政党が、「骨材としての利用ができない場合は、埋め立て処分が必要であることを、「知っている」としています。

【4】土砂災害とダム

大雨による土砂災害を防止するために、優先させるべき政策として、「砂防ダムの建設を進め、可住区域を維持・増大させる。」を選んだ政党はゼロでした。

0 党のまとめ回答

度重なる土砂災害に対して、大型工事発注者が土砂の行方を最終処分までトレースすることを義務づけること、工事事業者のみならず土地保有者にも災害防止対策を義務付けること、都道府県に七砂を処理する場所を確保させること（努力義務）等を規定した3つの議員立法を策定・提出し、精力的に取り組んでいるところです。

その他、個別の水害・水源等の問題については、地域事情をよく検討し、住民や当事者との対話を大切にして解決に向けた政策立案に邁進をしております。

J 党のまとめ回答

個別の案件の回答は差し控えたいと存じます。

なお、ダムは、激甚化している風水害に対する備えやカーボンニュートラルにも貢献することが期待される一方で、環境への影響等を十分考慮する必要があると考えています。また、治水計画や水需要等は、河川や地域によって異なりますので、それぞれの特性を踏まえて、適切な対応を進めることが肝要と考えます。

このような考え方にそって、今後も施策を進めてまいりますのでご理解のほどお願いいたします。

石木ダム、2021年の反対運動の主な流れ

石木ダム建設絶対反対同盟

① 付け替え道路工事(第4次)に対する座り込み抗議行動 【抗議行動①】

工事現場での座り込み抗議行動 ～徐々に押し込まれても現在まで継続中～

座り込み抗議行動は2010年から2021年10月末で11年半を経過した。

2010年から始まった県道付替え道路工事は、石木ダム建設絶対反対同盟と支援者の阻止行動により何度も中断や年度工期切れ等で進展しなかった。現在行われているのは、2016年度から始まった第4次の行動である。2016年4月4日から監視座り込みを再開し、2016年7月25日からは本格的な座り込み抗議行動をとり現在まで継続中である。

長期にわたる阻止行動は、2018年4月頃から工事個所の広がりと共に抗議行動へ移行した。作業現場内での抗議の座り込みは、県内外からの支援者の参加と励ましを受けながら2021年01月12日に1,000日(回)に到達し、同9月末には1,200日(回)を越えた。

現在、工事の全部は阻止できない状況になっているが、付け替え道路工事路線に交差する赤道(里道)の1か所に座り込むことで道路の接続と完成を阻止している。この現場での座り込みが工事の遅延に有効なのは、座り込み現場に設置しているテーブルや椅子などの撤去には、行政代執行等法的な手続きが必要との認識が伝わったためである。県は、この区間の工期を4度延長したが完成の見込みが着かず、21年1月に業者を変更し懇意ある業者に再発注した。抗議行動を1か所に囲い込むことによって、付け替え道路工事は少しずつ進展しているのも事実だが、県が困っているのも事実だ。

抗議行動現場では、支援の輪が少しずつ広がってきていることが実感できるようになった。全国の皆さんへお礼を申し上げると共に、更なる世論喚起にご協力いただきたい。



2021. 10. 15 団結小屋前座り込みテント

② 本体関連工事に対する座り込み抗議行動 【抗議行動②】

県は、2020年12月石木ダム建設工事(1工区)として初めて本体関連工事を発注した。21年1月に工事着工を阻止された県は、しばらく本体付近での工事を控えていた。同盟では、業者の動きに合わせて5月17日から監視・座り込み抗議行動体制を敷いた。この日から2箇所目の抗議活動をスタートさせた。現地では午前班(7時45分から13時まで)と午後班(12時45分から18時まで)の2交代制で支援者の参加が少ない午後の座り込みに対応している。

21年9月8日にはマスコミが「石木ダム 本体工事着手」と一斉に報じたが、行政が使ういつもの手で「茶番劇」もいところだった。業者はその後一部土砂掘削を行っていたが、9月30日に3度目の工期延長契約に難色を示し撤退した。お手上げの県は、ここでも懇意ある業者に再発注した。

③ 「13世帯の皆様と知事との話し合い」の進め方(条件等)に関する協議について

▶ これは長崎県土木部からの文書の件名である。その文書はおおよそ公文書とは思われない内容で、反対同盟が如何に県から軽んじられているか感じられた。それでも世論を考えると行政と付き合っていかなければならぬという立場でもあった。21年5月21日付け土木部文書を皮切りに、土木部から計6回文書発出があった。同盟からは記者会見も開いて計4回丁寧に回。今までの闘いの経験則から、県が話し合いを行うつもりは全くないだろうと思われた。そんな訳で、県は当初から一歩も譲らず結局進展はなかった。この結果は、9月8日の「石木ダム 本

体工事着手」報道への世論操作以外の何ものでもなかったわけだった。その後本体関連工事は休眠状態である。県はやっぱり困っている。

④ 石木ダム未買収全用地強制収用から2年経過

ダム建設で13世帯もの生活用財産を強制的に収用した、前代未聞の悪政を続けている長崎県知事であるが、新型コロナウイルス感染防止対策では影を潜めてその能力が問われている。全用地強制収用から21年5月21日で2年を経過したが、住民の生活は何も変わっていない。仕事は「石木ダム反対」であるが、やはりしんどい。

そんな中石木ダム建設事務所の職員は、所長指揮のもと13世帯を追い出すために業者を使って嫌がらせの限りを尽くしている。建設事務所では、抗議行動現場の動きをはじめ住民等の行動を10数台の監視カメラで逐一監視している。監視システムにより細かい指示を業者にも出して、これが時には嫌がらせに繋がっていく。

また、「この土地は、石木ダム建設事務所が管理する土地です。無断での使用を禁止します。」という看板を立てながら、収用した土地は雑草が生い茂り荒れ放題である。生まれ育った故郷がこんな状態で怒りが込み上げてくる。情けない。

土地収用法はそこに住む住民の平穏な生活権さえ奪う法である。土地収用法は時の権力者により改悪されてきた悪法であるが、人権侵害も甚だしく明らかに日本国憲法違反でもある。ただ、「・・・。多数の相手に対して土地収用法はあてにできぬ・・・。伝家の宝刀は抜かない所に値打ちがある。」という言葉が正しいとすれば、長崎県は間違った道を歩いていることになる。



⑤ 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

・福岡高裁へ控訴 2020.4.04 付け 控訴人404名 裁判長 矢尾渉

- ・第1回口頭弁論 2020.10.08
- ・第2回口頭弁論 2020.12.10
- ・第3回口頭弁論 2021.3.25
- ・第4回口頭弁論 2021.6.18 結審
- ・二審判決 2021.10.21 予定

▶ 弁論再開の申立を提出 2021.9.24 ※21年8月豪雨が川棚川の治水安全度を実証したため

⑥ 世論喚起の活動(支援団体等の活動と共に)

○ 県内の支援団体が力強い活動を継続中・石木ダム建設反対連絡会で連携

- ・石木川まもり隊(佐世保市)
- ・水問題を考える市民の会(佐世保市)
- ・石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会(川棚町)
- ・石木ダム建設に反対する川棚町民の会(川棚町)
- ・石木川の清流とホタルを守る市民の会(長崎市)
- ・いしきを学ぶ会(長崎市)

上記6団体に現地の石木ダム建設絶対反対同盟を加えた7団体で、石木ダム建設反対連絡会を組織し、毎月連絡会会議を開催して活動等の連絡調整を図っている。

各団体では、長崎県庁前、佐世保市水道局前、川棚町内等で各々定期的なスタンディングアピール活動が定着した。また、街宣活動とともに署名活動やシール投票も行われた。

- ・新型コロナウイルスまん延対策の関係で大きな集会が開催できなかった。

※この報告は10月21日福岡高裁判決以前にいただいたものをそのまま掲載しました。判決については、事務局からの報告および、次のページ以降をご覧ください。

石木ダム問題の最近の経過（記事を中心にして）

○ 石木ダム本体工事の業者変更

ダム堤体両端の上部斜面を掘削する工事を請け負った業者が度重なる工期延長に嫌気を差して、3度目の延長に同意しなかったようです。現地での粘り強い抗議行動の成果だと思います。

石木ダム本体工事 業者変え継続へ（長崎新聞 2021年9月28日）

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は27日、工期が今月末に迫るダム本体工事の施工業者との契約を延長せず、いったん精算すると明らかにした。新たな業者との契約を目指して準備を進めており、来月にも結んで工事を継続する。今月8日に着工したが、工期内の完了が難しい状況だった。

ダム堤体両端の上部斜面を掘削する工事で、昨年12月に本体工事としては初めて入札を実施し契約。当初2月中旬に着工予定だったが、県は中村法道知事と反対住民との対話を模索する中で着工を見合わせ、3月末と6月末に工期をそれぞれ3ヵ月延長した。

県によると、3度目の延長について協議を続けていたが、施工業者が「これ以上の延長は難しい」との考えを示したという。反対住民の抗議行動などもあり、本体左岸部の山肌の掘削は進んでいるが、右岸部は樹木の伐採にとどまっている。

一方、県は県道付け替え道路工事のうち、反対住民らが座り込みを続ける区間の盛り土工事の工期を、12月28日まで延長したことを明らかにした。27日付で業者との変更契約を結んだ。

（副島宏城）

○ 石木ダムの工事差し止めを求めた控訴審で弁論再開の申立て

石木ダムの工事差し止めを求めた控訴審で、住民側は「8月の豪雨により、石木ダムがなくても雨は安全に川棚川を流れることが明らかになった」として9月24日、福岡高裁に弁論再開の申し立てをしました。

8月大雨を検証「新証拠」石木ダム訴訟控訴審 反対住民ら再開申し立て（長崎新聞 9月25日）

長崎県東彼川棚町に石木ダム建設事業を計画する県と佐世保市に対し、工事の差し止めを求めて提訴した水没予定地の反対住民らは24日、8月中旬の大雨の検証結果を新たな証拠として審理する必要があるとして、福岡高裁に控訴審の弁論再開を申し立てた。控訴審は6月に既に結審し、10月21日が判決期日になっている。

原告住民らは申立書で、8月中旬に川棚川流域で降った大雨のデータを分析した京都大の今本博健名誉教授＝河川工学＝の検証結果を提示。今本氏はピーク時の推計流量や水位を基に、川棚川の現在の流下能力を算出し、県が治水計画で定める「100年に1度の大雨」が降った場合も「石木ダムがなくても安全に流せる」と結論付けている。

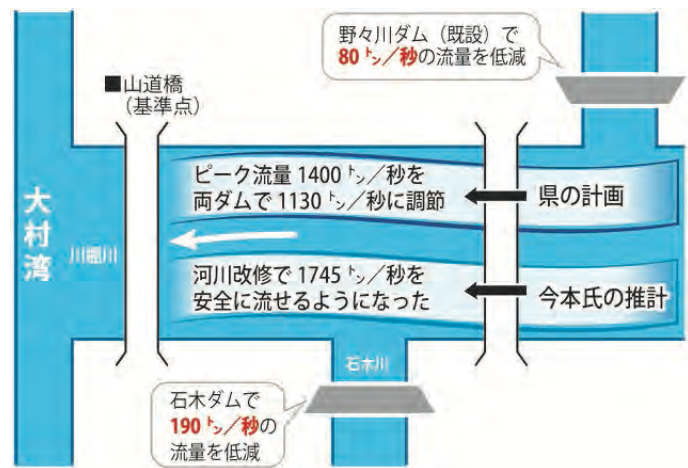
川棚町で24日、会見した代理人の魚住昭三弁護士は「結審後に分かった県側の主張をひっくり返す事実。裁判所は重く受け止め、弁論再開を判断してほしい」、住民の炭谷猛さん（70）は「川棚川の治水は河川整備で十分対応できることが分かった。各地で豪雨災害が頻発している今、県民みんなに関わる問題。ダムに頼らない治水を改めて訴えたい」とそれぞれ述べた。

訴訟は、2020年3月に一審長崎地裁佐世保支部が原告請求を棄却。福岡高裁での控訴審は4回の弁論が開かれた。

「石木ダムは不要」 8月大雨を専門家が検証 長崎県「降り方で危険度変わる」

(長崎新聞 2021年9月25日)

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、河川工学が専門の京都大名誉教授の今本博健氏(83)＝京都市＝が、8月中旬に川棚川流域で降った大雨のデータを基に石木ダムの必要性を検証した。384戸が浸水被害を受けた1990年7月の豪雨よりやや少ない雨量だったが、水位は低く氾濫しなかったと指摘。河川改修で「100年に一度の大雨でも安全に流れる能力が備わった」として、「石木ダムは不要」と主張した。



と主張した。一方、県は「雨量そのものではなく、降り方で危険度が全く変わる」と反論する。

石木ダム建設事業の目的の一つは市街地が広がる川棚川下流域の治水。雨量が▽24時間で400ミリ▽3時間で203ミリを超える「100年に1度の大雨」で、ピーク時に基準点の山道橋(石木川と川棚川の合流地点からやや下流)を流れる水量を毎秒1400トンと想定。既設の野々川ダムで80トン、石木ダムで190トンの計270トンを低減し、安全に流すことができる1130トンに抑える計画だ。

県によると、今年8月の大雨のピークは14日。今本氏が山道橋や虚空蔵など四つの雨量観測所の平均雨量を調べると、24時間で494ミリに上ったが、3時間では125ミリ、1時間では69ミリだった。短時間集中の大雨ではなく断続的に降ったため、3時間雨量は「100年に1度の大雨」を超えなかったという。

今本氏は、雨量と水位(高さ)計の数値を基に、毎秒800トンの水が山道橋地点を水位3・1メートルで流れたと推計。堤防が耐えられる5・8メートルまで2・7メートルの余裕があり、さらに945トンを流す能力があるという。1745トン safely 流せる計算になり、県の想定を大幅に上回る。1956年や90年の川棚川の洪水を機に実施している護岸整備や河床の掘削などの効果の表れとみており、「石木ダムは必要ない」と結論付けた。

一方、県河川課は「今回は3時間雨量が計画を下回ったため、氾濫しなかった」との見解を示す。中村法道知事も8月末の定例会見で「雨量そのものではなく、降り方で危険度が全く変わる。急激にピークを迎えるような危険性の高い雨が100年に1度くらいの規模で降る場合にも耐えるよう計画を策定している」と強調している。

○ 石木ダムの工事差し止めを求めた控訴審の判決

石木ダム関連工事の差し止めを求めた訴訟の控訴審で、10月21日に福岡高裁の判決がありました。残念ながら、住民側の敗訴でした。

まったく無意味なダム建設なのですが、司法の壁は厚いです。

司法は何のためにあるのかと思ってしまいます。

石木ダム差し止め訴訟 二審も住民敗訴、上告へ 「平穏生活権」認めず

(長崎新聞 2021 年 10 月 22 日)

控訴棄却の判決を受けて報道陣の取材に答える馬奈木原告弁護団長（左）と住民の岩下さん＝福岡高裁前

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り、水没予定地に暮らす反対住民らが、県と同市に工事差し止めを求めた訴訟の控訴審判決で、福岡高裁（森富義明裁判長）は 21 日、請求を退けた一審長崎地裁佐世保支部の判決を支持し、原告の請求を棄却した。住民側は上告する方針。

昨年 3 月の一審判決は、住民が主張する「平穏生活権」は抽象的で不明確としていた。21 日の控訴審判決もこれを踏襲。その上で、事業による権利や利益の侵害については、事業認定取り消し訴訟で訴えるべきと退けた。取り消し訴訟は昨年 10 月、最高裁で住民敗訴が確定している。一審に続き、利水、治水面のダムの必要性については判断を示さなかった。

一方で 1972 年 7 月、当時の久保勘一知事が住民に対し、着工前に地元の同意を得ると約束した覚書に言及。「(住民は) 知事を信頼し、覚書を取り交わしたが、いまだ地元関係者の理解を得るには至っていない」と指摘し、県と同市には「地元関係者の理解を得るよう努力することが求められる」と記した。

住民側は、川棚川流域に 8 月中旬に降った大雨のデータを基に、県の治水計画の問題点を指摘した専門家の論考を、結審後の 9 月に高裁へ提出。弁論の再開を求めていたが、採用されなかった。

原告住民で石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さん（74）は「弱い立場の住民ではなく行政の側に立った裁判」と批判し、上告する方針を示した。中村法道知事と佐世保市の朝長則男市長はそれぞれに「主張が認められたものと受け止めている」とするコメントを出した。



住民の願い、また届かず 石木ダム差し止め訴訟 「理由教えて」続く抗議

(長崎新聞 2021 年 10 月 22 日)

石木ダム建設工事現場で抗議の座り込みを続ける住民＝川棚町

「理由を教えて」「不当判決だ」一。法廷を立ち去る裁判官の背中に傍聴席から不満の声が飛んだ。石木ダム水没予定地の住民らが、長崎県と佐世保市に工事の差し止めを求めた訴訟で、福岡高裁は 21 日、住民側の控訴を退けた。県が 9 月に本体工事に踏み切り、ますます混迷を深める中、古里に住み続けたいという住民たちの願いは、またも聞き入れられなかった。



原告住民 13 世帯を代表し 1 人で高裁に乗り込んだ岩下和雄さん（74）は短い判決を聞き終える

と、硬い表情で出てきた。厳しい結果を予想していたが「(高裁が) 県に話し合いを促してくれるのではないかという期待もあった」。中村法道知事との対話は2年以上実現せず、本体工事着手で県との溝はさらに深まった。

控訴審では、早期の結審を望む県市側の姿勢が目立った。原告側は6月の結審後、8月中旬に降った大雨のデータを「新証拠」に、弁論再開を求めたが、裁判所から返答はなかった。「結果は最初から決まっていたのでは」との疑問がくすぶる。「腹立たしいが、めげることなく反対を訴え、闘い続けたい」。報告集会で岩下さんが言葉に力を込めると、支援者から拍手が起こった。

この日も川棚町のダム建設予定地では、住民が抗議の座り込みを続けていた。「判決をみんなで聞きたいがここを離れられない」と岩下すみ子さん(72)。当初は大勢でバスに乗り合わせ、傍聴に出向いていたが、工事が加速。業者が休む日祝日を除き、2カ所で早朝から夕方まで交代で待機する。

控訴棄却の知らせを受け、「一度くらいは『勝訴』と手を上げて喜びたい。こうやって座り込みながら老い続けていくのかな」と肩を落とした。

49年前、久保勘一知事は「地元の同意を得た後(工事に)着手する」と約束した。判決はこれが実現していないと指摘し、司法判断として初めて県側の不作為に言及した。口頭弁論で約束の効力を訴えた住民の石丸勇さん(72)は「裁判所が少しは配慮してくれたのだろうが、棄却だから意味がない。いくら裁判所が話し合いを促しても、県はダムの必要性ではなく、生活再建についてしか話さないから、私たちとはかみ合わない」と話した。

建設進む「石木ダム」、二審も工事差し止め請求棄却 県に注文も

(朝日新聞 2021年10月21日 18時28分)

長崎県と佐世保市が同県川棚町で建設を進める石木ダムをめぐり、反対住民や支援者ら約400人が関連工事の差し止めを求めた訴訟の控訴審で、福岡高裁(森富義明裁判長)は21日、原告側の控訴を棄却する判決を言い渡した。原告側は上告する方針。

原告側は、工事によってふるさとを奪われ、憲法で保障された「人格権」が侵害されると主張。

これに対して昨年3月にあった一審の長崎地裁佐世保支部判決は、原告側が主張する権利について「差し止めを求めうる明確な実態を有しない」として退けていた。

この日の控訴審判決も「権利の内容は抽象的で不明確である」と同様の判断を示した。

ただし被告の県などに対して「地元関係者の理解が得られるには至っておらず、県をはじめとする事業者には今後も理解を得るよう努力することが求められる」と注文もつけた。(布田一樹)

横断幕を先頭に福岡高裁へ向かう原告弁護団と支援者ら=2021年10月21日午後1時50分、福岡市中央区、溝脇正撮影>



○ 石木ダム 全用地収用から 9 月 20 日で 2 年

長崎県の言う『話し合い』は結局、本体に着手するためのポーズであって、地元住民が工事阻止の意思を強固に示しているのですから、現実には本体工事が進むとは思われません。

石木ダム 全用地収用から 20 日で 2 年 県と反対住民 「対話」への隔たり深く

(長崎新聞 2021 年 9 月 19 日) <https://nordot.app/812141670881968128?c=62479058578587648>



長崎県東彼川棚町に石木ダム建設を計画している県と佐世保市が土地収用法に基づき、反対住民13世帯約50人の宅地を含む全ての建設予定地を取得してから20日で2年。中村法道知事と住民の対話は実現しないまま、県は今月、本体工事の着手に踏み切った。対話に向けた条件や目的の隔たりは、さらに深く、広がったようにも見える。

県は8日、ダム堤体両端斜面の掘削や伐採を始めた。住民側は「PR 行為」とみなし、今のところ大きな衝突はないが、近くで連日、抗議の座り込みを続けている。

住民の岩永正さん（69）は「県の言う『話し合い』は結局、本体に着手するためのポーズだった」と指摘する。知事と最後に会ったのは2年前。全用地収用期限を前に住民総出で県庁を訪れた。「人の土地を勝手に取るのに、ほとんど地元に来ないですね。何度でも足を運んで、私たちを説得するのが仕事じゃないですか」。その時ぶつけた不満は今も変わらない。

昨年11月、リーダー格の岩下和雄さん（74）の「事業の白紙撤回が対話の条件ではない」とする本紙インタビューをきっかけに県が対話に乗り出した。今年5月に「知事の事業推進に掛ける思いを聞いてほしい」との文書を13世帯に送った。

だが、工事の継続的な中断を求める住民側と、それを避けたい県側で調整は難航。県が▽中断は対話当日のみ▽司会進行は県▽参加者は住民のみなどを条件に「9月以降は着実に事業を進める」と期限付きで通告すると、住民は反発し、決裂した。岩下さんは「県は私たちが受け入れないと分かった上で提示している」と不信感を募らせた。

一方、県側には、対話実現に向け「配慮」してきたとの自負がある。昨年10月に最高裁が石木ダムの必要性を認める判断を出し、県は激甚化する自然災害へ備えるため早い完成を目指しながら、2月中旬に予定していた本体着工を休止。そんな「自己矛盾」（県幹部）を抱えながら半年間見合わせた。

中村知事と住民との本格的な対話はこれまで計6回。多くは住民側のペースで話が進んだ。住民側弁護団も参加した14年7月は「知事の発言が遮られ、まともにあいさつすらさせてもらえなかった」（県河川課）。19年9月の面会でも発言の機会はほぼなかった。ある県関係者は「だからこそ、必要性について自分で直接説明し、決意を伝えたいのではないかと知事の思いを代弁する」。

ただ今月9日、報道陣から今後について問われた知事は「生活再建などを含めて話し合いの機会をいただけるのであれば改めてお願いしたい」と言及。対話の目的を「収用後の対応」に変えたようにも受け取れるが、住民の岩本宏之さん（76）はこう、けん制する。「どんなに工事を進めても私たちと会わない限り、行き詰まるのは目に見えている。（家屋撤去を含む）代執行の覚悟があるのかは知らないが」

○ 水没予定地の住民は座り込みを継続

水没予定地の住民は石木ダムの県道付け替え工事現場での座り込みを継続し、工事断固阻止の意思を示しています。

長崎・石木ダム本体着工 水没予定地の13世帯、座り込み継続

（毎日新聞 2021年9月8日）

（写真）住民が座り込む石木ダムの県道付け替え工事現場。8日には長崎県がダム本体の工事にも着手した＝長崎県川棚町で2021年9月8日午後2時56分、綿貫洋撮影

長崎県は8日、同県川棚町に県と佐世保市が建設を計画している石木ダムの本体工事に着手した。同ダム



は 1975 年に国が事業採択したが住民の反対が強く、水没予定地に暮らす 13 世帯の住民らが現地で座り込みを続けている。既に始まっている県道の付け替え工事に続き、本体工事の着手で住民と県との対立が激化するのとは必至だ。今後、県が反対する住民を家屋から排除する行政代執行に踏み切るかが焦点となる。

県と住民は中村法道知事を交えた直接対話による解決を模索してきたが平行線をたどり、県が対話期限とする 8 月 31 日までに折り合いがつかなかった。2025 年度までの完成を目指す県は 9 月 2 日、13 世帯に対し「今後、見合わせてきた本体工事を進めていく必要がある」と文書で通知していたが、着工の日時は明記されていなかった。

この日も現地で座り込んだ住民たちの一人、岩下すみ子さん（72）は「話し合いを掲げながら本体着工するようでは話し合いにならない。県には住民の声を聞こうという姿勢がない」と批判。「石木ダムは必要なダムではない。私たちは中途半端な気持ちで座り込みを続けているのではない。ただここに住み続けたいだけだ」と訴えた。

県河川課によると、今月いっぱいにはダム本体の頂部に当たる山の掘削を続ける。住民に対しては「今後も話し合いの余地は残しており、窓口は閉ざしていない」としている。

一方、住民側は本体着工現場近くに設置している団結小屋と、県道付け替え工事現場の 2 カ所の座り込みを今後も続ける方針。

石木ダムは県と佐世保市が同市の水道用水供給と洪水対策目的に石木川に計画する多目的ダム。反対住民側は、佐世保市の人口は減少しており水需要予測が過大だと主張、治水面も河川改修で対応できるとしている。【綿貫洋】

（写真）水没予定地の住民が建てた団結小屋＝長崎県川棚町で 2021 年 9 月 8 日午後 3 時 20 分、綿貫洋撮影



○ 地元住民は本当の話し合いを求めている

石木ダムに反対する地元住民は、改めて時間をかけた話し合いを長崎県に求めています。

「本当に対話望むのか」 石木ダム 反対住民が県批判（長崎新聞 2021 年 7 月 28 日）



（写真）県の示した対話の条件を批判する反対住民＝川棚町

長崎県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業を巡り水没予定地で暮らす反対住民は 27 日、中村法道知事との対話について現地で記者会見を開いた。県側が示した「対話当日限りの工事中断」などの条件について「本当に話し合いを望んでいるのか」と批判した。

一方、中村知事は同日の定例会見で対話の期限を来月末と区切った理由について「住民の安全安心のため事業をこれ以上先延ばしできない」と述べ、一昨年 9 月以来となる対話の実現は不透明感を増してきた。

現地の会見には住民約 20 人が参加。岩下和雄さん（74）は「私たちは猛暑の中、毎日座り込み

を続けている。『1日だけ工事を止めるから話し合いに来い』で、県の言う『静穏な環境』になると本気で思っているのか」と批判。「半年間、本体工事着手を見合わせるなど配慮してきた」とする県の主張に対しても「説明を受けたことはなく、その間も現場では（本体工事以外の）工事が強行されていた」と反論した。石丸勇さん（72）は「話し合いは両者が対等の立場でするもの。県の条件は一方的だ」と訴えた。

ただ対話の可能性を全否定するのではなく「私たちと向き合い信頼を得て、対話ができる環境をつくってほしい」（岩下さん）と呼び掛けた。住民側は28日に意見をまとめた文書を県に発送する。

知事も会見で工事中断について態度を軟化させる可能性を問われ「住民から返事をいただいた上で検討する必要がある」と明言を避けた。

7月12日付けで石木ダム建設絶対反対同盟が提出した文書

（6月30日付け県土木部からの文書への回答）

私達は、知事との話し合いは工事を中断し穏やかな環境の中で話し合いが山来るようお願いしてまいりました（これは知事が望まれていることでもあります）。

しかし、私達が抗議現場を離れば工事を進めると私達の感情を害する回答があり、穏やかな中での話し合いを望めるものではありません。

今回新たに出示された知事との話し合いの文書を受け、皆で協議し下記の条件下で話し合いに臨みたいと思います。

記

- 1、即時工事を中断し、話し合いの期間中は工事をしない（ただし付替え道路の側溝工事や舗装工事は除く）及び新たな工事に着手しないことを約束すること
 - 2、場所 川原公民館を希望する
 - 3、日時 若い人も参加できるよう日曜日の午後か平日なら19時以降
 - 4、話し合いには知事が参加し、石木ダムの必要性について私達がわかるように説明する
- 以上、知事の都合のつく日をお知らせください。お待ちしておりますのでよろしくお願いします。

これに対して7月19日付けで長崎県が示した回答は次の通りです。

1. 話し合いの期間は、令和3年8月31日（火）までとし、石木ダム建設事業に関する工事は、話し合いの当日に限り中断します。なお、即時工事を中断し、話し合いの期間中は工事をしないことや、新たな工事に着手しないとするのは困難であります。
2. 県の司会進行により静穏な環境を確保したうえで、13世帯の皆様と直接お話をさせていただきます。なお、参加者は13世帯の皆様限りとします。
3. 今回は、当事者間による直接の話し合いを行いたく、報道機関への公開は話し合いの冒頭のみとすることを考えております。
4. 新型コロナウイルス感染防止のため、一定の広さが保てる会場が必要なことから、川棚町公民館での開催を考えております。
5. 日時については、皆様からお示しいただいた条件で調整したいと考えております。

長崎県の回答は、「話し合い当日に限った工事の中断」ですから、どうしようもありません。

2020 年 7 月 4 日球磨川豪雨災害とその後の状況

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 緒方紀郎

1 球磨川豪雨災害の概要

2020 年 7 月 4 日、球磨川流域は過去最大の降雨量を大幅に上回る空前の豪雨に見舞われ、流域全体で 50 名の方々が亡くなくなりました。地球温暖化がもたらす線状降水帯が西から東に長時間流れ続け、球磨川では下流から雨が降り始め、降雨量は甚大な被害を受けた中流域が最も多く、球磨川や川辺川の上流域は相対的に雨量が少なかったのが今回の豪雨の特徴です。

これまで球磨川流域では山林の溪流から支流や本流まで、少しでも早く洪水を下流に流すために直線化され、護岸はコンクリートで固められてきました。そのため各支流の増水が集中し、人吉市から球磨村、芦北町、八代市坂本町までの中流域では、堤防を 2m ほど越えるような増水により甚大な被害が発生しました。

2 豪雨災害後の行政の動き

(1) 球磨川豪雨検証委員会

豪雨災害直後の 2020 年 8 月 25 日、国土交通省は「球磨川豪雨検証委員会」を立ち上げ、わずか 2 回の会合で「仮に川辺川ダムがあれば人吉市の浸水面積を 6 割減らすことができた」と結論付けました。それを受け、蒲島郁夫熊本県知事は流域住民の意見聴取を行いました。大半が特定の団体などからの意見聴取であり、民意を把握したとはとても言えないものでした。そして同年 11 月 19 日、蒲島知事は「川辺川に流水型ダムの建設を求める」と表明しました。

球磨川豪雨検証委員会で国交省は、7 月 4 日豪雨で仮に川辺川ダムがあった場合、「川辺川ダム地点での流量（毎秒 3000 トン）のうち毎秒 2800 トンを洪水調整するので、人吉の浸水面積を 6 割減らせた」としています。ところが、同委員会の資料を見ると、ダム流入量も放流量も、いずれも「推定値」としか書いてありません。7 月 4 日豪雨での川辺川上流域の降雨は相対的に少なく、川辺川ダム地点で実際に毎秒 3000 トンも流れていたとは考えられません。

今回の豪雨では、球磨川の多くの橋梁が洪水に飲み込まれ、流失しました。しかし、川辺川ダム建設予定地のすぐ上流と下流にある、古くて小さな 2 つの吊り橋（川幅 40～50m）が流されずに残っています。このことは、川辺川ダム地点で毎秒 3000 トンも流れていなかった動かぬ証拠です。仮に川辺川ダムがあっても、人吉の浸水面積を「6 割も減らすような効果」はなかったことは明らかです。



豪雨で流されなかった川辺川ダム地点直上流の吊橋
この地点の川幅は約 50m。
ここで毎秒 3000 トンも流れたわけがない



球磨川豪雨検証委員会に公開質問状を提出
(2020 年 10 月 20 日 NHK ニュースより)

(2) 球磨川流域治水協議会

球磨川豪雨検証委員会が結論を出した直後の 2020 年 10 月 27 日、国土交通省は「球磨川流域治水協議会」を立ち上げ、4 回の会合を経て 2021 年 3 月 24 日、川辺川への新たな流水型ダム建設を柱とする「流域治水プロジェクト」を公表しました。ところがその「協議」の内容は、国や県の説明に対し市町村長が感想等を述べるだけの形式で、とても協議と言えるようなものではありませんでした。

そもそも流域治水とは、「流域のさまざまな関係者の力を集めて豪雨災害を防ぐ」という考え方です。しかし、豪雨検証委員会と流域治水協議会のメンバーは行政関係者ばかりであり、流域の住民は含まれていません。また、豪雨被災者や住民の意見も一切聞いていません。流域治水とは、流域住民のためになされるものであるはずですが、住民不在の流域治水など、あり得ないことです。

熊本日日新聞（2020 年 12 月 29 日付）による豪雨被災者への意向調査でも明らかのように、流域治水の最大の「受益者」であるはずの多くの被災者は川辺川ダム建設以外の治水対策を求めています。

(3) 国交省、川辺川ダム緊急放流資料を隠ぺい



毎日新聞（2021 年 5 月 3 日付）によると、流域治水協議会の説明資料から「川辺川にダムを建設後、今回の 1.3 倍以上の雨量があった場合は緊急放流に移行する」との資料が削除され、国交省は関係文書を破棄していました。ダム建設に不利な情報を隠ぺいするようでは、とても客観的な協議がなされたとは言えません。

流水型ダムも満水になれば緊急放流を行うことは明らかです。仮に川辺川ダムが存在し、今回の豪雨で球磨川中流部を襲った線状降水帯が上流部を襲った場合、市房ダムも

川辺川ダムも満水となり、同時に緊急放流をしていたのは明らかです。

(4) 川辺川流水型ダムは環境アセス「法の対象外」との見解

2021 年 4 月 7 日、国土交通省水管理・国土保全局長は川辺川流水型ダム建設について「環境アセスメント法の対象外」との見解を示しました。公共事業などを実施する際に環境への影響を調査する環境アセスメント法は、1997 年に公布されました。ところが従前の川辺川ダム計画は、それ以前の計画ということでアセス法から除外されてきました。

従前の貯留型の川辺川ダムは、特定多目的ダム法に基づく計画であり、治水専用の流水型ダムを建設する場合は現行計画を廃止し、河川法に沿って手続きを進める必要があります。元となる法律が違うのですから、川辺川流水型ダム建設について「環境アセスメント法の対象外」との見解は、法を無視することに他なりません。

(5) 河川整備基本方針検討小委員会～新たな基本方針でも昨年 7 月豪雨は「想定外」の洪水に

国土交通省は 2007 年に、球磨川流域の過去の雨量から 80 年に一度の雨量を「想定」し、球磨川の長期的な治水の方向性を定めた河川整備基本方針を策定しました。2020 年 7 月 4 日の豪雨は、国の「想定」を大きく上回る降雨で、洪水は堤防を大きく越え、市房ダムもほぼ満水となりました。

国交省は 2021 年 7 月から河川整備基本方針検討小委員会を開き、球磨川の基本方針の見直しを進めています。ところが、今回の見直しで想定降雨量を計算する際、2020 年 7 月 4 日豪雨は対象から意図的に外されています。2020 年 7 月 4 日に実際に降った雨が、基本方針で将来そなえるべき雨量を超えているのです。

見直された新たな基本方針でも 2020 年 7 月豪雨が降れば、人吉から八代にかけては安全に流せる水位（計

画高水位)を上回ります。つまり、2020年7月豪雨に対処するための基本方針の見直しではなく、新たな基本方針でも2020年7月豪雨は「想定外」の洪水になってしまうのです。

「想定外」の降雨では、洪水は堤防を越え、ダムは満水になります。ダムが満水となれば、それまでダムが洪水をため込んでいた分、ダムの放流量は一気に増えます。ダムと連続堤防にたよる従来の基本方針の在り方は、2020年7月の豪雨災害では破綻しています。

今後は、どんな規模の洪水が来ても対処できる治水の考え方に転換すべきであり、今回の見直しはその絶好の機会だったはずですが、想定以上の降雨に対処できず、流木がダムの穴をふさぐなどの危険性も指摘される「新たな流水型ダム」は建設すべきではありません。

3 仮に川辺川ダムがあっても命は守れなかった

2020年7月の豪雨災害直後から、「手渡す会」は人吉市で20名の方がどのようにして命を落とされたのか、200名を超える人吉市民から聞き取り調査を行いました。「何時何分、どの地点でどのような洪水がどの方向から流れてきたのか。人吉市内で20名の方々が、いつどのような状態で命を落とされたのか」という緻密な聞き取りと、2000枚を超える写真と動画を分析し、記録しました。亡くなられた場所と時間を詳細に検証すると、そのほとんどが山田川や万江川など支流の氾濫によるもので、川辺川ダムが効果を発揮する前の午前7時30分頃までに19名の方が亡くなられていました。

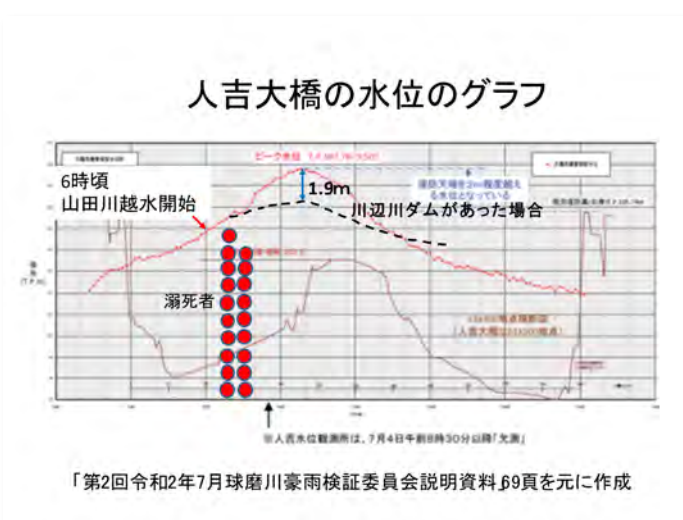
支流からあふれた水は、道路を水路のようにして市街地を突き進み、支流別では山田川や御溝周辺で13人、万江川周辺で4人、胸川周辺で2人が亡くなられていました。つまり、仮に川辺川ダムが存在し、球磨川本流のピーク流量(午前10時頃)を下げたとしても、ほとんどの命を救うことはできなかったのです。

球磨川流域で亡くなられた50名の方がどのようにして命を落とされたか調査された嘉田由紀子参議院議員(元滋賀県知事)とも何度か合同で調査を行いました。嘉田氏は、「球磨川本流がピーク流量に達する2～5時間前に溺死が発生しており、50名の溺死者のうち、川辺川ダムができていたら『命が救われたと強く推測』できる人はゼロといわざるを得ない」との見解です。

国交省は「本流の水位が上がったため支流の水位が上がり氾濫した。本流の水位を下げることで犠牲を減らすことにつながる」としていますが、仮に川辺川ダムがあっても、その効果を発揮する前の時間に、ほとんどの方は亡くなられているのです。国交省は、お一人お一人の亡くなられた原因も検証せず、被災者や住民の意見さえも聞かずに、川辺川流水型ダム建設を推し進めようとしているのです。



20名が命を落とされた場所(人吉市)



人吉で20名が命を落とされた時間は
川辺川ダムが効果を発揮する前

4 流水型の川辺川ダム(穴あきダム)でも命も清流も守れない

蒲島知事は 2020 年 11 月、「流水型ダムで命も清流も守る」と表明しました。流水型ダム（穴あきダム）は、ダムの下部に穴が開いており、普段は水をためずに環境にやさしいと国交省は宣伝していますが、本当なのでしょうか。

川辺川ダムは、国内最大の流水型ダムである益田川ダムと比べると、総貯水量で約 20 倍、集水面積で約 5 倍、水没面積で約 7 倍の、けた違いの巨大流水型ダムとなります。



下流側から見た益田川ダム(左)と、
穴の上流側を覆うスクリーン(柵)

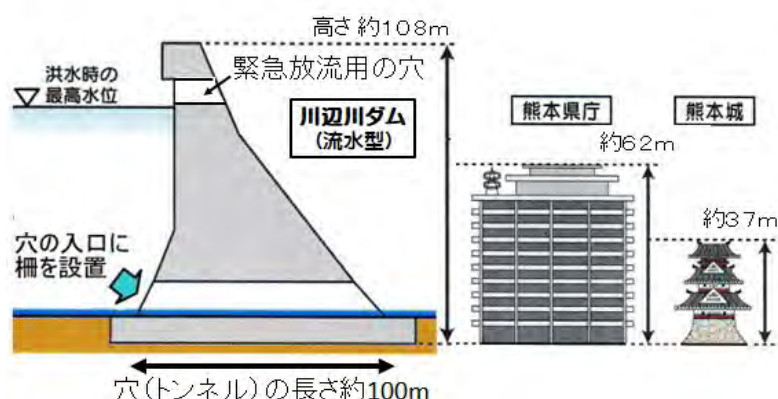
上は、益田川ダム（島根県）の写真です。現在、国内で 5 つの流水型ダムが運用されていますが、いずれもダムの上の方に、緊急放流をするための大きな穴がいくつも並んでいます。流水型ダムでも想定以上の雨が降った場合、ダムは満水になります。その場合、ダムに流れ込む洪水をそのまま下流に流すので（緊急放流）、ダムの放流量が一気に増加し、ダム下流の水位は一気に上昇するのは明らかです。

流水型ダムの最大の弱点は、穴がダムの下部にあるために、洪水時に流れる大量の流木や土砂、岩石などがダムの穴に押し寄せ、穴がふさがれる点です。国内の流水型ダムはいずれも、流木や岩石が穴に入り込まないように、穴の上流側は 20 cm のすき間のスクリーン（柵）でおおわれています。洪水時にスクリーンにはりついた流木等が穴をふさぐのは明らかです。穴がふさがれば、洪水調節できなくなるのはもちろん、ダム周辺や下流は大変危険なことになります。

流水型ダムは洪水時、ダムの上流に土砂や岩石等を大量にため込み、洪水が終わった後は、たまった土砂が露出するので流れ出し、川の濁りが長期化します。また、ダム下流への砂礫の供給はなくなり、岩盤の露出など河川環境に大きなダメージを与えることは明らかです。

高さ約 108m の流水型川辺川ダムの穴（トンネル）の長さは 100m あまりになると推測されます。ダムの上流には流木防止用のスリットダムが、ダムの下流には放流を受止める副ダムが造られると推測されます。これではアユなどの魚類も行き来できないのは明らかです。

流水型の川辺川ダムでは命も清流も守ることはできません。限られた国の予算は、これまで長年放置されてきた河道に堆積した土砂の撤去や森林の保全など、誰もが賛同し、すぐにでも開始できる事業にこそ投入すべきです。（2021 年 10 月 20 日）



流水型川辺川ダムのイメージ図
(国交省資料を加工)

流水型川辺川ダム建設を主眼とする球磨川治水計画

2020 年 7 月豪雨で川辺川ダムがあったならば、死者の命をどれだけ救えたのか？

嶋津暉之 遠藤保男

1 球磨川水系河川整備基本方針の変更

次に流水型川辺川ダム建設を主眼にした河川整備計画の策定へ

2021 年 10 月 11 日、国土交通省の社会資本整備審議会小委員会が開かれ、昨年 7 月の熊本豪雨で氾濫した球磨川水系の長期的な治水計画である新たな河川整備基本方針案をまとめました。

河川整備基本方針は長期的な目標値を定めるものですので、ダム名は書かれていませんが、流水型川辺川ダム建設を前提とした河川整備基本方針が策定されることになりました。

この後は、基本方針をベースにした球磨川水系河川整備計画が策定されます。河川整備計画は、実施する河川整備の内容を具体的に記述するものですので、国交省は河川整備計画に**流水型川辺川ダム**の建設を明記することを考えています。

河川整備計画策定のための球磨川水系学識者懇談会は 8 月 4 日に第 1 回の会議が早くも開かれており、10 月 13、14 日には懇談会委員の現地視察が行われました。

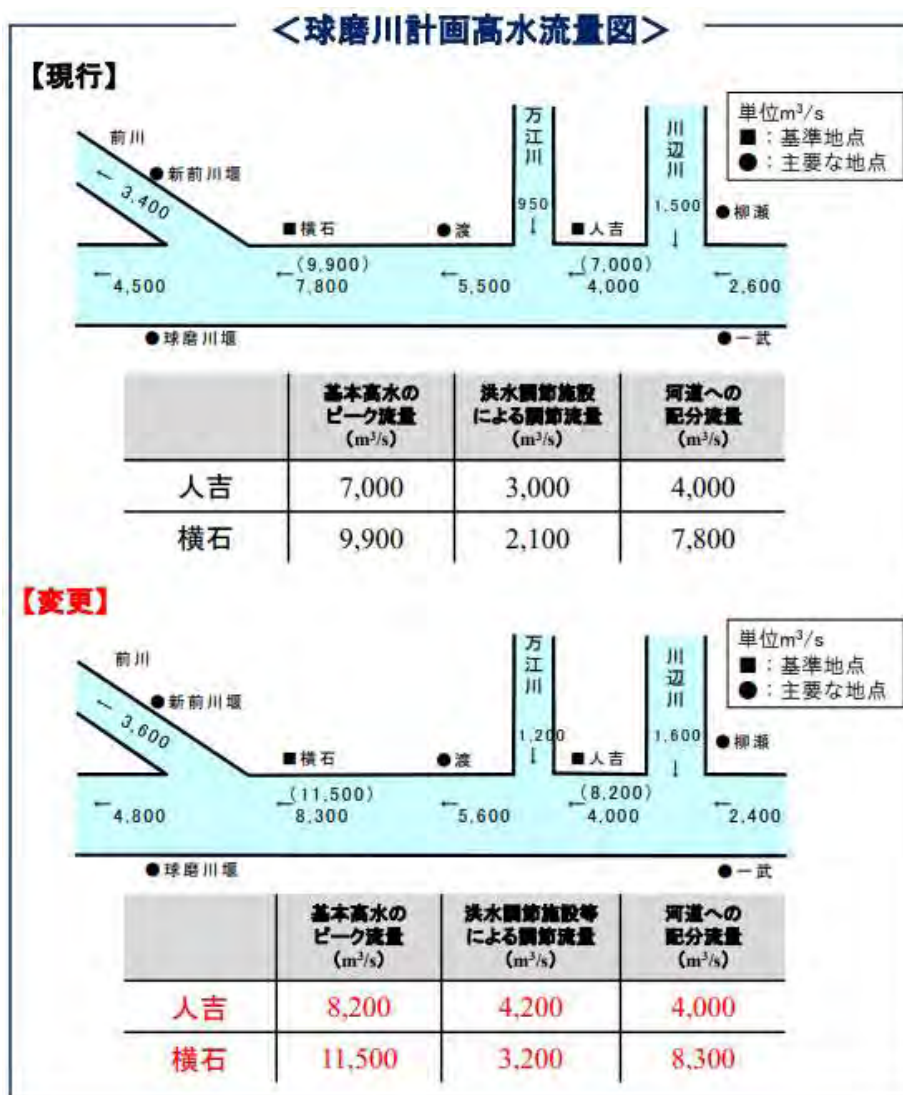
川辺川ダムは流域住民の反対の声が大きく、その建設計画は 20 年間以上、凍結されてきましたが、国交省は 2020 年 7 月の球磨川大氾濫を形勢挽回の機会として、川辺川ダム事業を推進するため、急ピッチの動きを示しています。

しかし、昨年 7 月の熊本豪雨の死者の多くは支川の氾濫で亡くなったのであって、川辺川ダムが当時あっても、その命を救うことができなかったという調査結果が市民側から出されています。

基本高水ピーク流量の引き上げ

今回変更される球磨川水系河川整備基本方針の変更内容は右図のとおりです。

球磨川の基本高水ピーク流量（80 年に 1 回の最大洪水流量）は中流の人吉は 7,000 m^3/s から 8,200 m^3/s へ、下流の横石は 9,900 m^3/s から 11,500 m^3/s に引き上げられました。引き上げ量はそれぞ

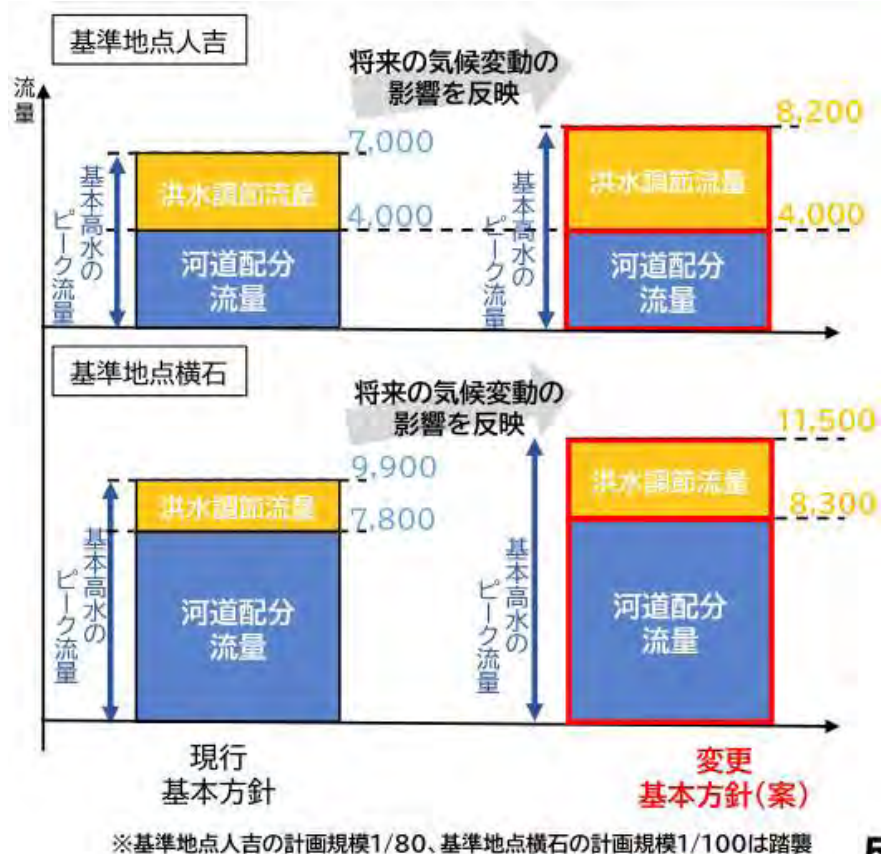


(2021 年 10 月 11 日の小委員会の参考資料 2 より)

れ 1,200 m³/秒、1,600 m³/秒になります。

国交省の推計では、2020 年 7 月の熊本豪雨の最大流量は氾濫がなく、市房ダムの調節がない場合、人吉 7,900 m³/秒、横石 12,600 m³/秒ですから、横石の基本高水流量は実績値を下回ることになります。

河川整備基本方針は、各水系の長期的な目標を定めるもので、基本高水ピーク流量は近年の実績洪水流量より大きな値に設定するのが普通ですが、横石に関しては実績より小さく、人吉も実績との差がわずかになっています。私が知っている範囲では、このような河川整備基本方針は他の水系では見たことがありません。



(2021 年 10 月 11 日の小委員会の参考資料 2 より)

洪水調節流量の大幅引き上げ

一方、河道で対応する洪水ピーク流量（河道配分流量＝計画高水流量）は上図のとおり、人吉が現行の 4,000 m³/秒のまま、横石は 7,800 m³/秒から 8,300 m³/秒へと、500 m³/秒の引き上げです。

上述の通り、基本高水ピーク流量は大幅に引き上げられているのに、河道配分流量は、人吉は現行のまま、横石は 500 m³/秒だけの増加です。

そのため、基本高水流量の大幅引き上げはダムや遊水地による洪水調節で対応する基本方針になっています。洪水調節流量は、人吉は 3,000 m³/秒から 4,200 m³/秒へ 1,200 m³/秒、横石は 2,100 m³/秒から 3,200 m³/秒へ 1,100 m³/秒引き上げられています。

2 球磨川水系流域治水プロジェクト

球磨川で実施される予定の治水対策は球磨川水系流域治水プロジェクト」(2021 年 3 月)に示されています。

(1) 洪水貯留施設

上述の通り、河川整備基本方針では洪水調節流量が引き上げられましたが、その洪水調節施設として考えられているのが、流水型川辺川ダム、改造後の市房ダム、5 か所程度の遊水地です。

しかし、それらにそのように大きい洪水調節効果を期待できるのでしょうか？

① 遊水地

遊水地は渡地区付近～市房ダム付近で、5 か所程度設置する計画です。その洪水調節計画容量は約 600 万 m³です。予定地は明らかにされていませんが、人吉の計画地の 2 か所（大柿地区と中神地区）で説明会が開かれています。

しかし、その計画容量 600 万 m^3 は、後述の川辺川ダム、市房ダムの容量と比べると、はるかに小さく、洪水調節の主役を担うものには到底なりません。



第2回球磨川流域治水協議会説明資料（2020年12月18日）

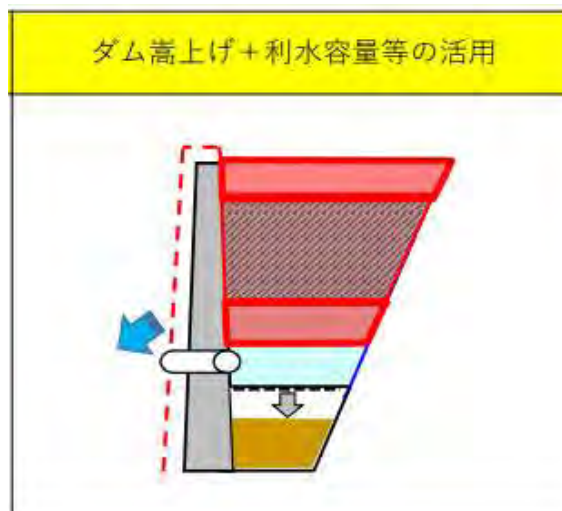
② 市房ダム

市房ダムについては大規模な改造による治水容量の増強案が検討されています。現行の洪水調節容量は 850 万 m^3 （第一期 6/11～7/21）ですが、右図のとおり、ダム嵩上げ、利水容量の活用、堆砂容量の活用により、増量することが検討されています。

しかし、市房ダムの集水面積は 158 km^2 ですから、治水容量を増やしてもその効果は限られています。

この再開発の効果は現在の案ではダム地点の最大放流量が 650 $\text{m}^3/\text{秒}$ から 400 $\text{m}^3/\text{秒}$ になるだけであり、大規模な改造計画にしてはその効果はかなり小さいように思います。

市房ダム



緊急治水対策プロジェクト（市房ダム再開発）概要
第4回球磨川流域治水協議会説明資料（2021年3月24日）

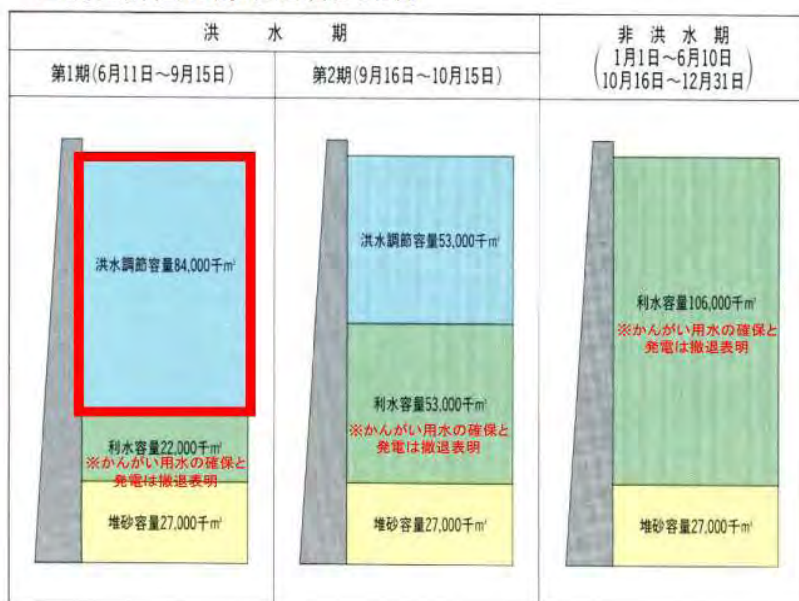
③ 流水型川辺川ダム

流水型川辺川ダムについて示されているのは現段階では、下図の検討案だけです。既往の川辺川ダムの計画では洪水期第一期の洪水調節容量は 8,400 万 m^3 でしたが、今後の可能性として利水容量の転用で少なくとも 10,600 万 m^3 となり、さらに既往案の堆砂容量 2,700 万 m^3 の一部転用も考えられています。

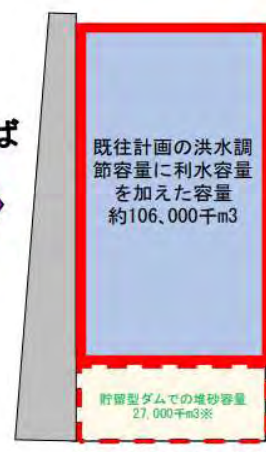
しかし、川辺川ダムの集水面積は既往計画では 470 km^2 で、これは変わらないのですから、洪水調

■既往計画の貯水池容量配分

川辺川ダム



例えば



※流水型ダムでは、堆砂容量が少なくすむことから、更に治水容量として活用できる可能性がある。

節容量を増やしたからといって、球磨川に対する治水効果がそれほど大きくなるとは考えられません。

川辺川ダムの集水面積は球磨川の人吉の流域面積 1,137 km²、横石の流域面積 1,856 km²に対してそれぞれ 41%、25%ですから、流水型川辺川ダムの治水容量を大きくしても、球磨川に対する治水効果は自ずと限られています。

(2) 洪水貯留以外の治水対策

「球磨川水系流域治水プロジェクト」(2021 年 3 月)によれば、洪水貯留以外の主な治水対策は次の通りです。県管理区間の治水対策はまだ具体化されていません。

球磨川の直轄区間

- ① 河道掘削 実施箇所：萩原付近～市房ダム区間等、河道掘削量：約 320 万 m³
- ② 引堤 実施箇所：渡地区付近、実施量：延長約 600m 程度、最大幅 50m 程度
- ③ 輪中堤・宅地かさ上げ、実施箇所：遙拝堰付近～一勝地付近、実施目標高：治水対策後の水位（計画高水位＋余裕高さ相当）
- ④ 堤防補強 実施箇所：八代市（萩原地区付近）、実施延長：約 2 km
- ⑤ 高潮対策・耐震対策 実施箇所：球磨川下流部、実施延長：約 3 km

県管理区間：中流部、人吉・上流部・川辺川筋

- 国権限代行の 9 河川以外でも、持続可能な河道の流下能力の維持・向上として、災害復旧事業、堆積土砂の掘削、河川法線の是正などを実施する。（吉尾川、百済木川等）
- 氾濫水を減らす対策として、築堤・堤防嵩上げ、堤防強化、放水路整備などを実施する。
- 流水の貯留対策として遊水地（掘込方式や地役権補償方式）、浸水範囲を減らす対策として輪中堤等の検討を行う。
-

しかし、洪水貯留以外の上記の治水対策の内容を見ると、規模はそれほど大きなものではありません。

直轄区間の河道掘削量約 320 万 m³は球磨川本川のほんの一部の区間のみ、河床掘削を行うだけの規模であって、河床高はほとんどの区間で現状維持となります。2020 年 7 月洪水では河床高が高いことが大氾濫の主要な要因であると考えられるのに、河道掘削をこの程度の規模にとどめるのは理解できません。

更に、引堤は延長が約 600m 程度にとどまっています。堤防補強も下流部で約 2 km 行われるだけです。そして、堤防嵩上げは重要な治水対策のはずですが、上記のメニューには書かれていません。

また、輪中堤・宅地かさ上げ等も、嵩上げ高が川辺川ダム前提の「計画高水位＋余裕高さ相当」となっているので、川辺川ダムが完成するまでの 10 年以上の期間に 2020 年洪水が再来した場合には、用を成さないのです。川辺川ダムなしの洪水対応にしなければなりません。

3 2020 年 7 月豪雨で仮に川辺川ダムがあったならば、死者の命を救うことができたのか？

球磨川水系流域治水プロジェクトは以上の通り、様々な治水対策を進める印象を与えるものになっていますが、その中身を見ると、流水型川辺川ダム以外の治水対策の規模は比較的小さく、流水型川辺川ダムの建設をメインにしており、ダム建設を主眼にしたプロジェクトと言えます。

しかし、2020 年 7 月熊本豪雨において仮に川辺川ダムがあったなら、50 名に及ぶ死者を大幅に減

らすことができたのでしょうか。

答えはノーです。球磨川本川が氾濫する前に支川がひどく氾濫して、死者の多くはその支川の氾濫で亡くなっており、仮に川辺川ダムで球磨川本川の水位を下げるができたとしても、支川の氾濫を防ぐことができなかったからです。

（１）球磨村の小川の氾濫

球磨村渡地区では支川「小川」の氾濫により、特別養護老人ホーム「千寿園」で14人が亡くなりました。渡地区では老人ホーム以外の民家でも2人が亡くなっています。西日本新聞2020年8月5日の記事「千寿園の教訓を備えに 入所者14人犠牲、避難情報共有が鍵」によれば、8時40分頃までに1階が水没しており、その前の時間帯で1階の入所者が亡くなりました。

球磨川が当地で氾濫し始めたのは8時近くになってからであり、それよりかなり早い時間帯で小川の氾濫が始まり、そのはん濫によって千寿園が洪水に襲われたのであって、当時、川辺川ダムがあっても状況は変わりませんでした。

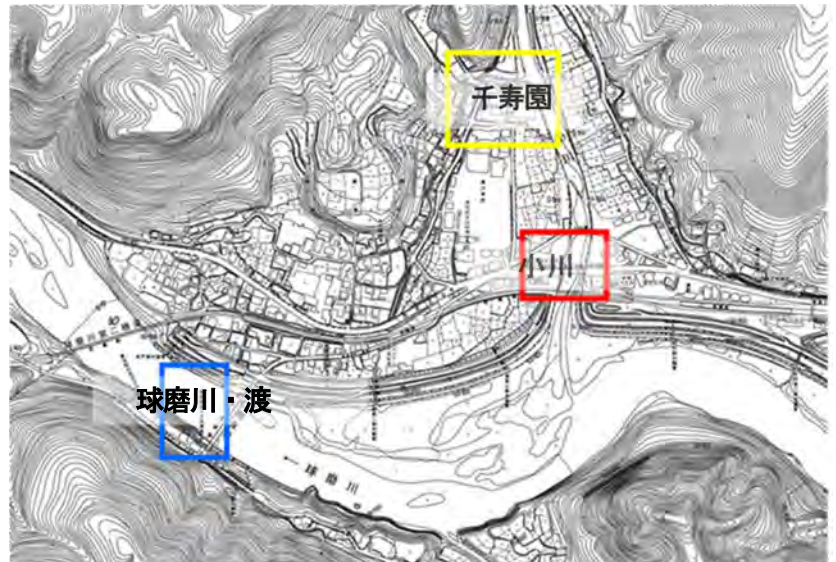


図5 球磨村の渡地区の位置図

【水の手橋 8時40分】(矢上雅義衆議院議員撮影)

https://twitter.com/masa_vagami/status/127919818321876992



（２）人吉市の支川の氾濫

球磨川・人吉の7月4日朝の状況については矢上雅義衆議院議員（熊本4区）がツイートで水の手橋を撮った録画を流しています。8時40分の映像を見ると、下記の通り、球磨川の水位は水の手橋の路面を少し下回るレベルになっています。水の手橋は人吉観測所の約200m下流にあります。

人吉で支川の山田川の氾濫が始まったのは、6時10分頃です。新聞でもそのことが次のように報じられています。

「支流越水後に球磨川も氾濫 人吉浸水の経過 熊本県調査で判明」（西日本新聞2020年10月13日）

「7月4日の豪雨で氾濫した球磨川流域のうち、人吉市中心部が刻一刻と浸水していく経過が熊本県の調査で判明した。始まりは支流山田川からの越水。その後、球磨川本流からも濁流が市街地へと流れ込み、氾濫水位は深い所で約4メートルまで急上昇したという。浸水解消時には、たまった水が川に流れ込む「引き戻し」で激しい流れが発生。新たな水害リスクも浮かび上がった。

県の調査は8、9月に実施。河川カメラや地元住民が撮影した動画や証言を分析した。動画には日時が記録され、水が流れる方向も確認できたという。

調査結果によると、7月4日午前6時10分ごろ、球磨川との合流部に近い「出町橋」付近で山田川からの越水が始まり、同31分には500メートルほど上流の「五十鈴橋」付近でも越水が確認された。」

市民側の調査結果でも支流の氾濫で人々が亡くなったことが明らかになっています。

人吉の犠牲「原因は支流氾濫」市民団体が調査結果公表（西日本新聞 2020/12/12 11:00）



7月の熊本豪雨で氾濫した球磨川流域の被害について、熊本県人吉市の市民団体は11日、同市内の犠牲者20人のほとんどが中小支流の氾濫が原因だったとする現地調査結果を公表した。団体は「ダムがあっても命は守れない」と主張し、中小支流対策の重要性を訴えた。

調査は「清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会」などが豪雨直後から継続的に実施。約50人から証言を得たほか、痕跡から氾濫流の水位や流れの方向を調べた。

調査結果によると、20人が濁流にのまれた時間帯は7月4日午前6時半～同7時半ごろで、発見された場所は屋外と屋内が半々だった。球磨川本流よりも先に、支流の山田川や万江（まえ）川などが氾濫。犠牲者は低地に向かって勢いを増した強い流れにのまれたり、急激に水位が上がって逃げ遅れたり

したとみられるという。

同会は、犠牲者の状況も聞き取り調査。「山田川から水が来て避難の途中で流れ溺死」（屋外、下薩摩瀬町）▽「7時半頃、万江川から浸水。犬を助けようとして流れる」（屋外、下林町）―など詳細に記録している。木本雅己事務局長は「1人を除いて球磨川本流の流れで亡くなった人はいない。この1人も球磨川の氾濫か、事故かは不明」としている。

山田川については、県も10月に時系列の検証結果を公表。おおむね同会の調査結果と整合しているが、県は「下流から上流域に越水が進行」とする一方、同会は「上流から氾濫が始まった」と食い違う。

県河川課は山田川の氾濫は、本流の水位が上昇したことで支流の流れがはけきれず、下流からあふれ出す「バックウォーター現象」の影響を指摘。同会は「バックウォーターの形跡はみられない」とする。

蒲島郁夫知事は「命と環境を両立する」として最大の支流川辺川への流水型ダム建設を進める方針だが、木本事務局長は「大事なのは、死者を出さないためにどうしたらいいのかの検証。ダムで本流の水位を下げて命は救えない」と主張している。（古川努）

以上の通り、2020年7月の熊本豪雨の死者の多くは、球磨川の氾濫よりも、小川や山田川等の支流の氾濫によって亡くなったのであって、当時、仮に川辺川ダムがあってもその命を救うことはできませんでした。

球磨川においてこれから力を注ぐべき治水対策は支川の河床掘削や堤防嵩上げ、支川の崩壊を防ぐ山地対策、支川平地部への遊水地の設置、そして、球磨川本川の河床掘削や堤防嵩上げであって、流水型川辺川ダムではありません。

国交省・成瀬ダムの計画変更「事業費増額と工期延長」

西島 和 嶋津暉之

1 成瀬ダムの事業費増額と工期延長

国土交通省が秋田県東成瀬村に建設中の成瀬ダムは工期延長と事業費増額がされることになりました。下記のニュースの通り、工期が2024年度から2026年度に延長され、事業費が1530億円から2230億円へと、700億円も増額されます。

完成予定まであと4年というところで、700億円も増額するのですから、ダム事業者はやりたい放題という感じがします。

成瀬ダム建設基本計画が策定されたのが下表の通り、2001年で、当初の工期は2017年度まででしたから、今回の計画変更で2026年度になり、9年間も延長されました、今後、更に延長される可能性があります。事業費の変更は今回がはじめてですが、約1.5倍という常識外の増額です。

成瀬ダムは総貯水容量が下表の通り、7850万m³で、比較的大きなダムです。

国が建設進める成瀬ダム コスト掛かり増しに 佐竹知事「安全のためやむを得ない」 秋田・東成瀬村 (秋田テレビ 2021/6/3(木) 19:0)

国が秋田県東成瀬村に建設中の成瀬ダムの工事現場に3日佐竹知事が訪れ、工期の延長と整備費用の増額が検討されている現状について「安全のためやむを得ない」との見解を示した。

国土交通省が秋田県東成瀬村に建設を進める多目的ダム・成瀬ダムは、当初総事業費が1530億円で2024年度に完成する予定だった。現場では掘削が進められてきましたが、ダムの上流に岩盤の強度が弱い地層が見つかり、安全確保に向けコンクリートに置き換える対策工事が必要になった。

また必要な資材の価格や人件費の単価が上昇していることを理由に、国は工期は2年延長した2026年度まで。

総事業費は700億円追加した約2230億円に変更する案を秋田県などに提案し、意見を求めている。

佐竹知事は3日建設現場を訪れ、職員から新しい工事が必要になった理由などについて説明を受けた。佐竹知事は「費用増額はやむを得ない。安全性を損ねない程度に最大限のコスト縮減してほしい」と話した。

秋田県は、計画の変更案を6月議会に示す方針で、事業費の追加分700億円のうち約133億円を負担する見込み。

○成瀬ダム建設事業に係る基本計画の策定・変更経緯

		当初	第1回変更	第2回変更	第3回変更案
策定(変更)日		H13.5.29	H26.3.12	H29.9.12	
諸元	型式	ロックフィルダム	変更なし	台形CSGダム	変更なし
	堤高	113.5m	変更なし	114.5m	変更なし
	総貯水容量	78,700千m ³	78,500千m ³ (水道の見直し)	変更なし	変更なし
工期		S58~H29	S58~H36	変更なし	S58~R8
建設負担率		河川 79.8% かんがい 19.2% 水道 0.7% 発電 0.3%	河川 79.9% かんがい 19.2% 水道 0.6% 発電 0.3%	河川 79.8% かんがい 19.2% 水道 0.6% 発電 0.4%	変更なし
総事業費		約1,530億円	変更なし (約1,530億円)	変更なし (約1,530億円)	約2,230億円

(東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所の資料より)

2 必要性が希薄な成瀬ダム

(1) 建設目的

成瀬ダムの建設目的は次の通りです。

① 洪水調節

成瀬ダム地点で計画高水流量 460 m³/秒のうち、410 m³/秒の洪水調節を行う。

② 流水の正常な機能の維持

成瀬ダム下流において、既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

③ かんがい

皆瀬川、成瀬川及び雄物川沿岸の約 10,050ha の農地に対するかんがい用水の補給を行う。

④ 水道

湯沢市、横手市及び大仙市に対して、新たに 1 日最大 13,164 m³の水道用水の取水を可能ならしめる。

⑤ 発電

新設の成瀬発電所で最大出力 5,800 kW の発電を行う。



(2) 建設の目的はいずれも希薄

上記の五つの建設目的はいずれも希薄です。

- ① 洪水調節については、成瀬ダムは、日本海に注ぐ雄物川の最上流にある小さな支川「成瀬川」に建設されるダムで、そこで洪水を貯留して洪水調節を行っても、雄物川の治水への寄与がわずかであることは明かです。
- ② 流水の正常な機能の維持は、ダム事業に意味を持たせるために付けられた付随的な目的であって、あってもなくても川の状況はほとんど変わりません。
- ③ かんがいについては、新たな農業用水の必要性があるような時代ではありません。
- ④ 各地の水道用水の需要がますます減少していく時代においてダムで新たな水道用水を開発する必要性があるはずがありません。
- ⑤ 水力発電はダムを造るならば、発電もということで付加された付随的な目的に過ぎません。

(3) 成瀬ダムをストップさせる会の活動

成瀬ダムについては「成瀬ダムをストップさせる会」が中心になって、2009 年より秋田県・横手市に対して住民訴訟運動が続けられてきました。

秋田県については 2016 年 3 月に秋田地裁の判決があり、横手市については 2016 年 10 月に判決がありました。

いずれも住民側の敗訴でした。直ちに控訴しましたが、2017 年 4 月、5 月の仙台高裁秋田支部の判決も同様でした。

ダム事業については各地でダム事業への公金支出差し止めを求める住民訴訟が行われてきていますが、現段階ではいずれも住民側の敗訴となっており、住民訴訟でダム事業への支出をストップさせる道は極めて厳しいものになっています。

しかし、これらの判決があったからといって、成瀬ダムをはじめとして各地のダム建設に必要性があるということには決してなりません。

本明川ダム完成 8 年遅れ、2032 年度に、総事業費も 230 億円増、約 1.5 倍へ

嶋津暉之

1 本明川ダムに固執する国土交通省

国土交通省が長崎県諫早市に建設する本明川（ほんみょうがわ）ダムは、完成予定年度が 2024 年度から 2032 年度へと、8 年も延長され、事業費が 500 億円から 730 億円へと、230 億円も増額されることになりました。国交省は、必要性は二の次にして、何としても本明川ダムを造ろうとしているようです。

本明川ダムは長崎県南部広域水道企業団の水源開発も目的とした利水治水兼用の多目的ダムでしたが、同企業団が撤退したため、治水ダムとなっています。ただし、流水の正常な機能の維持の目的は残っています。

長崎県南部広域水道企業団の撤退は、長崎市水道が水需要予測の見直しで同企業団から撤退し、同企業団が解散することになったからです。

治水目的もあやしげなものですが、国交省が強引に推進しています。

本明川ダム工期 8 年延長 総事業費も 230 億円増 国交省が変更案

（長崎新聞 2021 年 6 月 5 日）

国が長崎県諫早市に計画する本明川ダムについて、国土交通省長崎河川国道事務所は 4 日、2024 年度までとしていた工期を 32 年度まで 8 年延長する変更案を示した。付け替え道路の施工計画見直しなどが理由。工期延伸や事業進ちょくで判明した施工量の増加などで総事業費も現計画の約 500 億円から約 730 億円へ 230 億円膨らむ見通し。同日、市内で開かれた本明川学識者懇談会（埴田彰秀委員長、7 人）で説明し、事業を再評価する同懇談会は事業継続を了承した。

洪水調節など治水を目的とした同ダムは本明川上流の富川、上大渡野両町の一部に計画。総貯水容量 620 万立方メートル。完成後は 1957 年の諫早大水害相当の集中豪雨に対応できる機能を持つ。

同事務所によると、当初はダム本体関連工事に支障が出る部分だけ先に迂（う）回路工事をし、その後、本体関連工事と並行して県道などの付け替え工事を実施する予定だった。だが、周辺に約 70 戸の家屋が残るため、工事中の一般交通の安全確保や騒音対策などについて最大限配慮する形で見直した。地元からも地域の実情を踏まえた整備を進めてほしいとの要望があったという。

また、事業進ちょくに伴い、基礎掘削の施工量が約 16 万立方メートルから約 32 万立方メートルに増加することなどが判明。社会情勢の変化（作業員の働き方改革）も踏まえた。工事単価の見直し、消費税増税など社会的要因の変更も加わり、総事業費も膨らむ見通しという。

工期などの見直しに伴い、本体工事の着手は 24 年度にずれ込む。堤高も約 55.5 メートルから約 60 メートルに変更する。今後、本省で正式決定する運び。同懇談会では「8 年は長い」との指摘が上がった。同事務所は「残業を前提とした発注は今の時代できない。なるべく工期を短縮することができないかということ念頭に置いていきたい」とした。

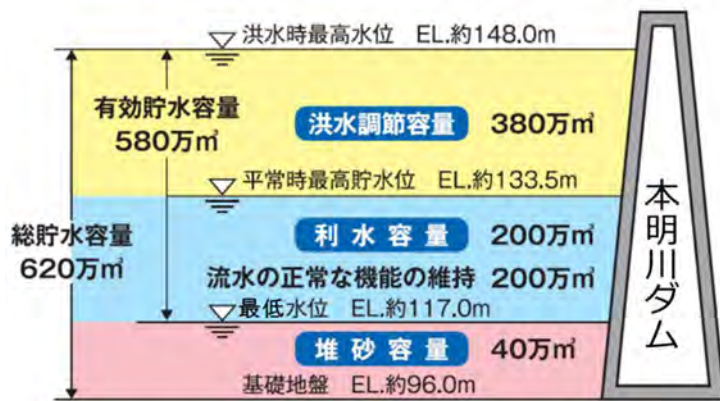
（写真）変更案が示された本明川学識者懇談会＝ 諫早市内



2 本明川ダムの規模

本明川ダムの規模は次図の通りです。国の直轄ダムとしては比較的小さいダムですが、事業費が今

回、730 億円に膨らみました。2032 年度までの工期の間に更なる増額があることも予想されます。



河川名	本明川水系本明川	堤高	55.5m
ダム名	本明川ダム	堤頂長	約 340m
形式	台形CSGダム	堤体積	約 53 万m³
集水面積	8.91km²	天端高	151.5m
湛水面積	約 39ha	洪水時最高水位	148.0m
総貯水容量	約 620 万m³	計画堆砂量	約 40 万m³

3 本明川ダムが本当に必要なのか

本明川ダムについては3年半前の記事ですが、国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防が完成しているのに、本明川ダムが本当に必要なのかという基本的な疑問を投げかける記事がありましたので、引用します。

ただし、周知の通り、国営諫早湾干拓事業は有明海の漁業に壊滅的な打撃を与えてきています。その開門を巡る裁判が最終段階になっていますので、参考のため、開門派漁業者側の馬奈木昭雄弁護団長のインタビュー記事を次ページ以降に掲載しておきます。

諫早で本明川ダム着工 治水、諫干と分担不明確 防災“御旗”の縦割り行政 [長崎県]

(西日本新聞 2018 年 4 月 22 日)

諫早市を流れる本明川の上流で3月下旬、国直轄の本明川ダムが本格着工した。総事業費500億円。1957年の諫早大水害規模の洪水に耐えうる治水を目的に83年に検討が始まったが、その後、河口では同じ目的を掲げた国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防も完成している。経緯をたどると、住民が反対の声を上げにくい防災を前面に掲げ、国の「縦割り」で進む公共事業の実態も浮かぶ。

巨額の公共事業計画を先に打ち出したのは農林水産省だった。水資源確保などを目的に諫早湾を堤防で閉めきる「長崎南部地域総合開発計画」が漁業者の反対で中止に追い込まれた同省は82年、規模を縮小し、高潮洪水対策を主目的にした現在の諫早湾干拓事業の実施を発表。その翌年に建設省（現在の国土交通省）が本明川ダムの予備調査に着手した。



本明川の「治水」経緯

1957年	諫早市内で死者・行方不明者630人の諫早大水害発生（7月）
58年	本明川を国管理河川に編入（7月）
82年	集中豪雨による長崎大水害。本明川流域では死者3人（7月） 金子岩三農相（当時）が長崎南部地域総合開発計画の中止と「防災」を主目的にした諫早湾干拓事業の実施を表明（12月）
83年	建設省が本明川ダム予備調査開始（4月）
86年	農林水産省が国営諫早湾干拓事業の計画決定（12月）
90年	本明川ダム実施計画調査開始（6月）
91年	ダムによる治水を明記した本明川水系工事实施基本計画改定（3月）
94年	本明川ダム建設事業開始（6月）
99年	諫早湾干拓事業の潮受け堤防完成（3月）
2000年	建設省が本明川水系河川整備基本方針を策定（12月）
05年	本明川水系河川整備計画を策定（3月）
13年	本明川ダム事業を検証する「検討の場」の議論を経て事業継続を決定（8月）
14年	本明川ダム環境アセスメントの公告および縦覧手続き（5月）
17年	地元の本明川ダム建設対策協議会と損失補償基準協定書調印（2月）
18年	ダム事業の本格着工となる道路付け替え工事の起工式（2月）

本明川が国の直轄となったのは全国109の1級河川の中で最も遅い。諫早市内で死者・行方不明者630人の惨事となった諫早大水害の翌58年に県から国に管理が移され、建設省は「80年に1度」の洪水を想定した河川拡幅や堤防かさ上げなどの改修工事を進めていた。

同省がダムの子備調査に着手した当時、諫早市の土木課長だった伊藤秀敏さん(79)は「市も多くの市民も、本明川の洪水対策は河川改修で終わったと思っていた」と振り返る。大水害から四半世紀後にダム計画が浮上したのはなぜか。国は「82年7月の長崎大水害で本明川流域で死者3人などの被害が発生したため」(長崎河川国道事務所)と説明するが、この時の上流の雨量は諫早大水害時を上回っていない。

建設省は91年に本明川水系の整備方針となる工事实施基本計画を改定。洪水の想定を他の1級河川並みの「100年に1度」と設定し、上流で1秒間あたり260立方メートル流量の洪水調節が必要とした。この調節施設として正式に位置づけられたのが本明川ダムだ。

潮受け堤防は総事業費1527億円をかけて99年に完成。農水省は諫早湾を閉めきった調整池の水位を低く保つことで排水能力が高まり、満潮時に海水がさかのぼることもなくなったため「本明川の治水が強化された」と説明する。一方、国交省は「堤防の防災機能は干拓地周辺の高潮対策で、本明川の河川整備に影響しない」(同)。同省は2005年策定の新たな河川整備計画で上流での洪水調節が必要な流量を290立方メートルに引き上げたが、農水省との協議は「行っていない」という。

□ □

本明川ダムは10年、公共事業の見直しを進めた民主党政権で再検証の対象となった。この時に当初の目的のひとつだった「利水」が外れて規模が縮小されたが、ダム建設の根拠となった洪水調節流量は検証されていない。国交省が「河川整備計画の目標達成を基本にする」と議論に“縛り”をかけたためだ。

検証メンバーは九州地方整備局長と知事、諫早市長。いわば“身内”で固めた会議は自公政権となった13年に計3回開かれ、事業の継続を決めた。この間に開かれた有識者への意見聴取でダム案に反対した森泰一郎・元長崎ウエスレヤン大学長は、今も国の姿勢に疑問を投げかける。

「市民は防災のためならばと、自然破壊を伴う諫早湾干拓を受け入れた。本明川全体の治水を考えるならば“後出し”のダムは堤防とセットで必要性を議論すべきだった。だが国交省は『諫干は関係ない』の一点張りだった」

ダム建設は環境アセスメント公告(14年)、水没地権者らとの損失補償基準協定書調印(17年)などの手続きを経て、今年2月に最初の工事となる道路付け替えが起工。完成は24年度を見込んでいる。

【補】諫早開門差し戻し審、福岡高裁が和解協議を提案

諫干開門を命じた福岡高裁判決の確定からまもなく10年になります。開門派漁業者側の馬奈木昭雄弁護団長のインタビュー記事を掲載します。

「司法の“包囲網”屈しない」 開門派漁業者側 馬奈木昭雄弁護団長
【インタビュー】諫干開門確定判決10年 (長崎新聞2020年12月6日)
(写真) 開門派漁業者側の馬奈木昭雄弁護団長＝久留米市内

国営諫早湾干拓事業の潮受け堤防排水門を巡り、「3年猶予後、5年間の常時開門」を命じた福岡高裁判決の確定から10年を迎えるのを前に、開門派漁業者側の馬奈木昭雄弁護団長に、司法の場で論争が続く現状と有明海再生に求められる視点を聞いた。

一開門確定判決が持つ意味とは。官僚は上告したかったのだろうが、時の総理大臣(菅直人氏)が判決に服すと言った。官僚はそれに従って



国営諫早湾干拓事業を巡る経過

1952年	10月	長崎大干拓構想発表
70年		長崎南部地域総合開発計画（南総）策定（82年打ち切り）
86年	12月	国が諫早湾干拓事業計画を決定
97年	4月	潮受け堤防建設で諫早湾奥部を鋼板で閉め切り
2000年	12月	有明海でノリ色落ち被害表面化
02年	4月	国が短期開門調査
	11月	有明海沿岸の漁業者らが工事差し止めを求め佐賀地裁に提訴
07年	11月	干拓事業の完工式
08年	4月	干拓地での営農開始
	6月	佐賀地裁が開門命じる判決
10年	12月	二審の福岡高裁も開門を命じる。菅直人首相（当時）が上告を見送り確定
11年	4月	干拓地の営農者らが開門差し止めを求め提訴
	6月	漁業者が国に開門を求めた訴訟で、長崎地裁が請求を棄却
	11月	営農者らが開門差し止めの仮処分申請
13年	9、10月	開門に向けた国の事前対策工事を営農者や住民が阻止
	11月	長崎地裁が開門差し止めを認める仮処分決定
	12月	福岡高裁確定判決に基づく開門期限。国は開門できず
15年	1月	最高裁が開門してもしなくても国に制裁金支払いを命じる決定
	9月	福岡高裁も開門を認めず。その後、漁業者が上告
16年	1月	長崎地裁で開門しない前提での和解協議始まる
	5月	国が開門に代わる漁業振興基金創設を提案
17年	1月	長崎、佐賀、福岡、熊本4県と各県漁業団体が基金案への賛否を地裁に回答。佐賀だけが反対
	2月	開門派弁護団が和解勧告拒否の回答
		地裁が開門した場合の協議も打診、開門反対派即日拒否
	3月	地裁での和解協議打ち切り
	4月	長崎地裁が開門差し止めを認める判決。その後、国は控訴権放棄
18年	1月	干拓地で営農する2法人が、カモの食害被害を理由に損害賠償請求を提訴
	2月	2法人が開門請求等を追加
	3月	開門差し止め訴訟で、漁業者側が求めている独立参加の申し立てを福岡高裁が却下。その後、漁業者が上告
	7月	開門を強制しないよう国が漁業者に求めた請求異議訴訟で、福岡高裁が国の請求を認める
19年	6月	最高裁が漁業者の上告2件を退ける決定
	9月	請求異議訴訟で最高裁が国勝訴の2審判決を破棄、福岡高裁に差し戻した

行動するのが当たり前だ。しかし、私が知る限り、国の方針と反する確定判決が履行されたことは一度もない。確定判決は「干拓で重大な漁業被害が起きているので、止めないといけない」と言っている。その手段として開門調査があり、最終的な目的は有明海の回復。ところが、国は地元住民の抵抗を受けて、開門調査が実行できないという。実行しなければいけないのは、有明海の回復。回復させる道を尽くせと問い掛け続けてきたのがこの10年だ。

－国は2004年から毎年17億円余り、有明海再生事業に投じている。

ノリの色落ち被害に端を発した第三者委員会の提言を受け、短期開門調査を実施し、諫早湾近傍部の漁業環境が回復した。それにもかかわらず、国は中長期開門調査を拒否し、有明海再生事業を始めたのが、そもそもの問題の始まり。

－国は17年、開門せずに100億円の基金による和解を目指す方針を示したが、見通しは立っていない。

原告漁業者は基金制度に反対していない。国が勝手に原告の同意を基金実現の条件にしているだけだ。基金は4県と漁業団体が運営するのだから、原告の同意は関係ない。再生事業が始まって16年、それが効果を上げ、有明海再生が達成できていたら、裁判も終わっているはず。漁業者がそう実感できていないから、有明海再生の手段である開門調査を含めて、議論してほしいと言っているのだ。

－長崎地裁の開門差し止め訴訟の和解勧告以降、裁判所も「開門せずに基金で和解」を打ち出している。

国は裁判所まで巻き込んだ一大包囲網を築いている。そう考える根拠は、請求異議訴訟の福岡高裁の和解勧告（15年）は「話し合いによる解決」を促したが、長崎地裁は16年の和解協議で「差し止め判決が確定したら、国が開門できない請求異議事由になる」と言い出した。オール司法で追い込もうとしているのだろうが屈することはない。

－請求異議訴訟差し戻し審の行方は。

負ける理由がない。確定判決を実行したら、権利乱用になると、裁判所が言うことではない。国は、開門と開門禁止の二つの確定判決が残るだけだと見越して、負けてもいいと思っているはず。その間、原告漁業者が年老い、漁ができなくなるまでの時間稼ぎをしていくのだ。国は甘く考えているのかもしれないけど、闘いは終わらない。ほかの漁業者も海が回復していないことを分かっているし、干拓農地の農業者も厳しい営農環境に苦しんでいる。被害者を黙らせようとしても、必ず立ち上がる。

【略歴】まなぎ・あきお 1966年、司法試験合格。水俣病や長崎北松じん肺両訴訟などを経て、よみがえれ！有明訴訟の弁護団長。78歳。

荒川第二・第三調節池の事業が始まるが、荒川には喫緊の治水対策がある

嶋津暉之

1 荒川第二・第三・第四調節池事業

(1) 荒川第二・第三調節池の建設事業の開始

荒川は埼玉県から東京都を流れて東京湾に注ぐ河川です。この荒川の中下流部に下図の通り、治水



専用の荒川第二・第三・第四調節池の建設が計画され、そのうち、第二・第三調節池は事業が始まりました。

荒川の中流部にある広大な河川敷に洪水調節池を造ろうというものです。第一調節池は2003年度までに造られました。第二・第三調節池は現計画では2030年度までの予定です。第四調節池の建設時期は未定です。

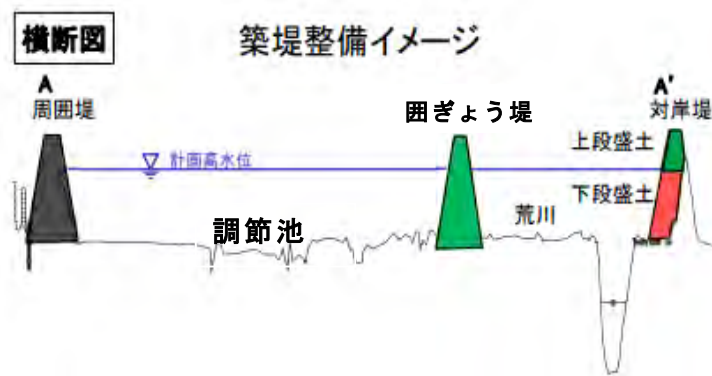
この調節池は右図の通り、荒川と河川敷の間に囲ぎよう堤（河川と河川敷の間に造られる堤防）や越流堤などを建設し、荒川の洪水を調節池に貯留できるようにするというものです。

荒川中流部にある広大な河川敷はほとんどが国有地です。

第二・第三調節池の総事業費は約1,670億円となっていますが、今後、事業の進展につれて増額されていくことが予想されます。また、事業期間も延長されることが通常です。



- 事業箇所：埼玉県さいたま市、川越市、上尾市
- 事業内容：調節池群の整備（約7.6km²）
（第二：約460ha、第三：約300ha）
治水容量 約5,100万m³
（第二：約3,800万m³、第三：1,300万m³）
囲ぎよう堤等 約13km
- 総事業費：約1,670億円
- 事業期間：2018年度～2030年度（13年間）



(2) 第二・第三調節池の建設事業費に対する東京都と埼玉県負担額

本事業に対する東京都と埼玉県の負担額は現段階では次の通りですが、負担額が今後増額されることが予想されます。

第二・第三調節池の建設事業費 約 1,670 億円

直轄区間の地方負担割合 30%

東京都の負担額 $1,670 \text{ 億円} \times 30\% \times 68.8\% = 344 \text{ 億円}$

埼玉県の負担額 $1,670 \text{ 億円} \times 30\% \times 31.2\% = 156 \text{ 億円}$

【参考】荒川第一調節池（治水・利水併用の平地ダム）

総貯水容量 4,710 万 m^3

洪水調節容量 3,900 万 m^3 （彩湖の 300 万 m^3 を含む）

荒川貯水池（彩湖）（東京都と埼玉県の水道水源）

貯水容量 1,060 万 m^3 （洪水期間中、300 万 m^3 を洪水調節に利用） 死水容量 50 万 m^3

建設期間 調節池全体：1970 年度～2003 年度（34 年間）

貯水池部分：1980 年度～1996 年度（17 年間）

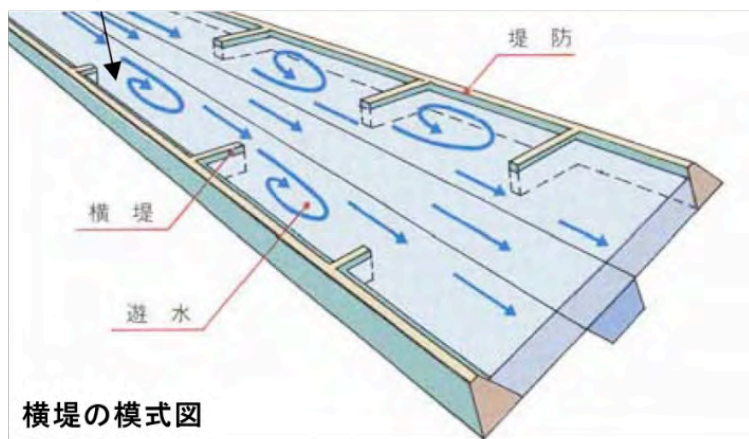
事業費 約 1,265 億円

2 荒川第二・第三調節池は本当に必要なのか？

(1) 調節池の予定地にある横堤はかなりの治水効果がある

荒川第二・第三調節池の予定地には 600m 程度の長さの横堤が 700～800m 間隔で設置されています。横堤の大半は昭和年代初期につくられました。通常の堤防は河川の流れと並行していますが、横堤は右図の通り、河川の流れと垂直方向に設置されます。

流水が横堤間に留まる



この横堤は荒川から溢れた洪水の流勢を殺ぐ効果があり、実際の洪水に対して洪水ピークの削減効果がかなりあることが確認されています。

荒川中流部は広大な河川敷があって、横堤があるので、現状のままでかなりの洪水調節効果があります。荒川第二・第三調節池が本当に必要なのでしょうか。

（「調節池の役割としくみ」（2005年11月6日）荒川上流河川事務所）

(2) 荒川下流部は十分な高さの堤防高になっている区間が多い

東京都を流れる荒川下流部は、計画堤防高に対して 2 m 程度高い堤防高が確保された区間が大半を占めています。そして、近年では最大の洪水である 2019 年 10 月の台風 19 号洪水の最高水位は現況堤防高よりはるかに下を流れていました。

荒川下流部は、3 で述べる 4 カ所の橋梁部は例外として、十分に余裕がある状態ですので、荒川下流部のために荒川第二・第三調節池を造る必要性が本当にあるのか、大いに疑問です。

総事業費 1,670 億円という超巨額の土木工事を起こすことが真の目的ではないのでしょうか。

3 荒川の喫緊の治水対策「荒川下流の橋梁付近の堤防嵩上げ工事」

荒川下流部は右の新聞記事および下図の通り、橋梁付近で堤防高が極端に低くなっているところが4カ所あります。

上流からＪＲ東北本線・荒川橋、都道・西新井橋、京成本線・荒川橋、国道6号・四ツ木橋です。上流から大洪水が来れば、これらの橋から洪水があふれて大氾濫を引き起こす危険性があります。

京成本線の荒川橋梁は約330億円をかけて2018年度から架け替え工事に着手し、堤防を嵩上げすることになっていますが、現地を見ると、工事はまだ始まっていません。2024年度完成予定ですが、大幅に遅れています。

京成本線・荒川橋以外の上記3カ所の橋梁は、高さ不足を解消するための嵩上げ工事が全く具体化されていません。

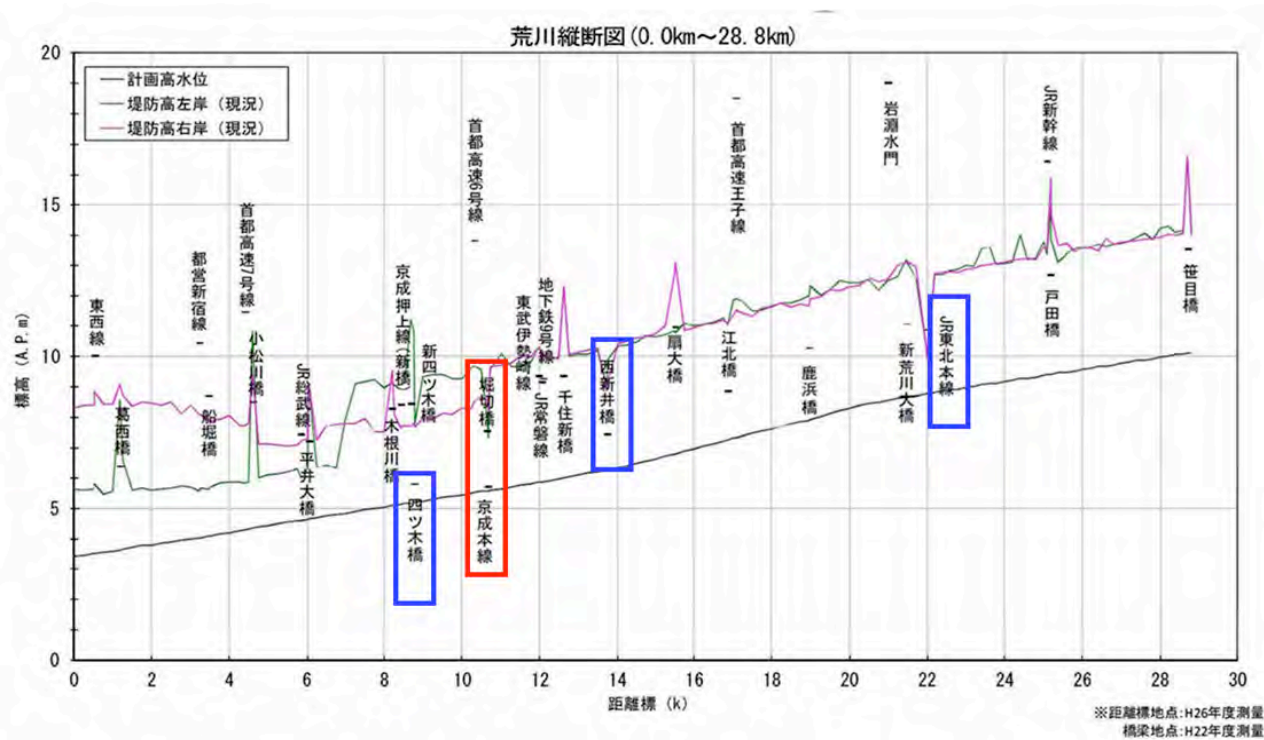
荒川下流部の喫緊の治水対策は、このように堤防高が極端に低くなっている橋梁付近の嵩上げ工事です。その嵩上げ工事をすみやかに進める必要があります。

この嵩上げ工事の方が荒川第二・第三調節池の建設よりもはるかに重要であり、緊急性があります。



荒川下流部の橋梁取付部周辺の堤防高不足

（荒川下流河川維持管理計画（荒川下流河川事務所））



濁水を増加させる穴あきダムは、環境にやさしくない 「最上小国川ダム」

「濁水を増加させる穴あきダムは、環境にやさしくない（最上小国川ダム）」を川辺孝幸先生（元山形大学）から送っていただきました。

2021年8月21～22日に、オンラインで開催された第75回地学団体総会福島総会のプレゼンセッションで発表されたものです。

川辺先生のご了解を得たうえで、発表スライドを掲載します。

紙数の関係で一部のみです。

発表スライドの全体は水源連HP「濁水を増加させる穴あきダムは、環境にやさしくない（最上小国川ダム）」

<http://suigenren.jp/news/2021/08/26/14932/> でご覧ください。

山形県・最上小国川ダムは2020年4月から運用を開始しました。このダムの工事差し止めを求める住民訴訟は2012年から続けられてきましたが、残念ながら、2020年11月の最高裁の決定で、住民側の敗訴が確定しました。

しかし、住民側は穴あきダム（流水型ダム）の根本的な問題点を明らかにするための調査を続けています。

今回の発表はその調査結果をまとめたものです。

地研福島総会プレゼン-「穴あきダム」の濁水問題 202108

要旨

「最上小国川」の場合は、上流の地層が、淘汰が良く固結度が低いガラス質火山灰の二次堆積物からなっているために、崩壊しやすく、かつ容易に流水で侵食されるために、濁流がダム湖に入って密度流になりやすいという特性を持っていることで、穴あきダムの問題点が如実に現れた例になった。

多かれ少なかれ、程度の問題はあるが、ピークカットを行って流速を止めるという、穴あきダムの本質的問題点が如実に表れた例になった。」

濁水を増加させる「穴あきダム」は 環境に優しくない



川辺孝幸・阿部 修・清野真人・
最上小国川の清流を守る会

「穴あきダム(流水型ダム)」とは

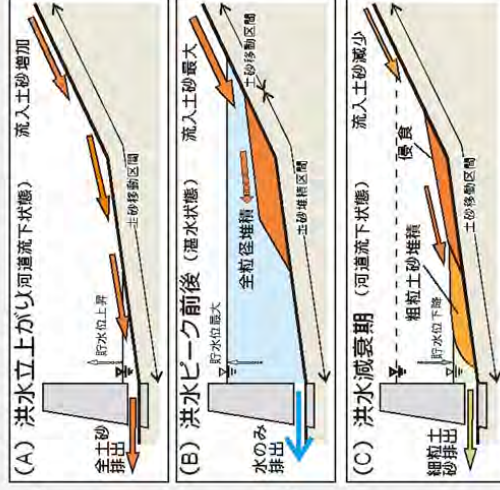
角ほか（2012）、池田ほか（2017）

堤体の河床レベルに穴が開いているために、

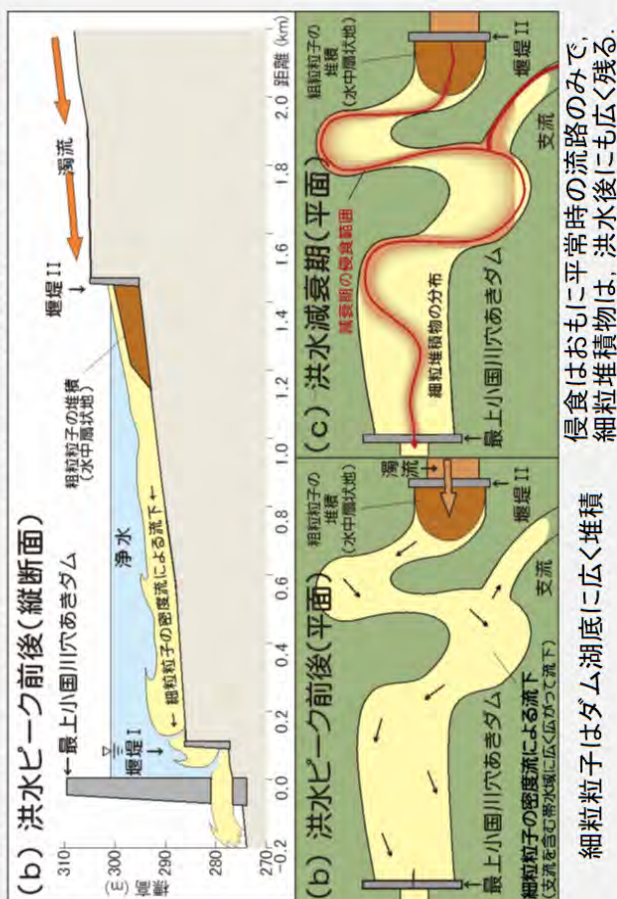
- ・ 通常時～洪水上がりは、上流からの水をそのまま流し、貯めない。

- ・ 洪水時には、穴が小さいのでピークカットが行われ、一時的に水を貯める。

- ・ 洪水が弱まるにつれて排出する。



調査からわかった細粒堆積物粒子の挙動



40

濁水を増加させる「穴あきダム」は
環境に優しくない 一まとめ2—

池田ほか(2017)モデルの問題点

洪水が収まっていく段階では、通常の流路中においての細粒堆積物は侵食されていて、モデルは成立している。ただし、ダムが無ければ1日以内に浄水に戻ったのが、ダム湖の水が排水されるまでの数日～10日間かかることになる。

最大の問題点は、濁水が帯水域の全域に広がり、そして粒子が沈殿・堆積する、そのため、河道に面した斜面の林や藪などにも広く堆積してしまうことが考慮されていない。

実際には、ダム湖に広く堆積した細粒の粒子は、大雨によって徐々にしか侵食されない。

そのため、大雨のたびに、侵食された粒子が、いつまでも濁りを発生させて下流を“汚染”してしまうことになる。

濁水を増加させる「穴あきダム」は
環境に優しくない　一まとめ一

試験湛水中の2020年1月29日に発生した崩壊土砂は、同日～少な

潤りだす。試験湛水の末期やその後の大雨の際にも発生した。

その原因は、崩壊堆積物がダム湖に運搬された結果、ダムが無ければ短時間のうちに全量が下流に運ばれ、通過するだけであったはずの極細粒砂〜シルトが、堤体から約1.5km上流までのダム湖全域に、高濃度の濁り水＝密度流となって運ばれたことにある。

まず、ダム湖低層のまだ沈殿・堆積していない濁り水が排出されるまでに8日間の時間を要した。

濁り水から沈殿堆積した細粒堆積層は、侵食に強く徐々にしか侵食されないため、上流で崩壊が無くとも、徐々に侵食した細粒堆積物粒子を下流に流すことで、たびたびの洪水で濁りを発生させるようになった。

濁水を増加させる「穴あきダム」は
環境に優しくない　—まとめ3—

そもそもは、濁水を増加させる
穴あきダムは造るべきでないが…

平常時の降雨で濁りを発生させない対策を

しかし、できてしまったものに対する対策としては、

帯水域に堆積した細粒堆積物を、全て除去するしかない。

斜面の林や藪などの場所でも、効率的に、かつ効果的に全ての細粒堆積物を除去できるかどうかが鍵になる。

一方で、発生源の崖の崩壊を起こさない対策も必要であろう。最後に、下流では、ピークカット等によつて流速が出ないために細粒粒子が堆積する問題も解決すべき問題である。

最上小国川穴あきダム建設の経緯と清流を守る会の取り組み

漁業権を持つ

最上小国川漁協

’14/6/8 総代会でダム容認を決議

’14/3/15 理事会で高橋光明新組合長選任

’14/2/10 小国川漁協の沼沢勝善組合長自死

’13/5-’12県は漁業権の更新に際し、ダム容認を暗に強要

「天然アユの宝庫、ダムのない清流最上小国川を守ろう」、「ダムによらない治水計画」

2001～
漁協、神
室山の自
然を守る
会などの
反対運動

裁判闘争(反対を貫いていた小国川漁協の支援)

’12/9/25 山形地裁に住民訴訟 ’12/11/27 第1回口頭弁論 ’18/12/11 最終意見陳述 ’19/7/30 地裁敗訴

2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021

山形県

1992-1994 県単独の予備調査

1995-2001 国補助による
「ダム建設実施計画調査」

2002 最上小国川ダムを考える
懇談会、穴あきダム案を提言

2006 最上川水系流域委員会、
穴あきダム案を妥当と結論

2015/2/25 県議会がダムの工事請負契約締結を可決

2008/5-2009/3 県「赤倉温泉湧出機構調査」開始

2008/3/10 国土問題研
究会「最上小国川治水
計画の問題と適正な治
水対策案」

2008/11/21 県「温泉
影響調査報告書」発表

2008/12/4 県、最上町で
「温泉影響調査」報告会

温泉に影響を与えな
い河川改修は可能

2008/11/9 最上小国川の真の治水を考える会
「山形の“守るべき宝”とは」シンポジウム開催

2015/4/27 工事安全祈願祭

2011/11/9 最上小国川
の清流を守る会結成総会

2012/8/27 住民監査請求却下

2012/6/29 住民監査請求

2017/10/15 「ダムによら
ない治水は可能だ」発行

2020/8/3 ダム竣工式

9/12-20/2 湛水試験

’14/9/28 総代会で最終容認

2021/5 『穴あきダム』の正当性
を問う-住民訴訟の記録-発行

’20/11/5 上告棄却

’20/8/31 最高裁 上告

’20/6/30 控訴棄却

’19/12/24 第1回口頭弁論

’19/8/9 高裁控訴

流域治水関連法の改正が行われたが、どれほどの有効性があるのか

嶋津暉之

第一 流域治水関連法の改正

流域治水とは、ダムや長大な堤防に頼るのではなく、洪水を流域全体で受け止めて被害を最小限に抑えることを意味します。気候変動で降雨量が増加し、従来の堤防やダムで対応しきれない水害が多発していることから、河川関係の法律九本を一括で改正する流域治水関連法が今年4月28日に参議院を通過して成立しました。

正式名称は「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」であり、特定都市河川浸水被害対策法の改正の他に、河川法等の八つの法律の改正も含まれています。今回の法改正の内容は多岐にわたっており、一般には理解されないところが多いと思います。

今回の法律は、国土交通省が流域治水に取り組んでいることを示すために急遽つくられた法律であり、急場しのぎという印象が免れません。

国土交通省が省内の有識者会議で、流域治水についてそれなりに検討を始めたのは、私の知る限りでは2019年度後半からではないかと思います。

流域治水に関連すると考えられるものはできる限り入れ込もうとして短期間でつくられたのが今回の流域治水関連法であり、現実の治水行政を基本的に変えるものであるかどうか、不明な点、疑問の点が少なからずあります。

もちろん、流域治水の推進に国が取り組むことは望ましいことですから、国会で全党の賛成で法案が承認されたのですが、実際の実効性、有効性は大いに検証されなければなりません。不十分な点、不足のところについては今後、法律の改正を求めていく必要があります。

流域治水関連法の概要

法律の概要を衆議院調査局国土交通調査室の参考資料から引用すると、次の通りです。

一 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正

1 特定都市河川の指定対象に、河道等の整備による浸水被害の防止が自然的条件の特殊性により困難な河川を追加するとともに、流域水害対策計画に係る法定協議会を創設する。

2 雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度を創設し、認定計画に係る雨水貯留浸透施設について、国等による設置費用の補助及び地方公共団体による管理のための協定の締結等について定める。

3 河川の氾濫に伴い浸入した水等の一時的な貯留機能を有し、都市浸水の拡大に抑制効果を認める土地の区域として指定された貯留機能保全区域は、雨水の貯留機能を阻害する行為を事前届出制とする。

4 特定都市河川流域のうち、洪水又は雨水出水の発生時に建築物が浸水等し、住民の生命等に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為等を規制すべき土地の区域として指定された浸水被害防止区域は、住宅、要配慮者利用施設等に係る一定の開発行為等を許可制とする。

二 水防法の改正：浸水想定区域の対象河川等を拡大するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とする。

三 建築基準法の改正：浸水被害防止区域における開発行為のうち都道府県知事等の許可を受ける擁壁については、建築確認等を要しないものとするため、建築基準法を改正する。

四 下水道法の改正：下水道事業計画の記載事項に浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨を追加し、樋門等の操作規則の制定を義務化し、雨水貯留浸透施設の整備計画に係る認定制度を創設する。

五 河川法の改正：国土交通大臣による権限代行制度の対象に河川の維持を追加するとともに、利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度を創設する。

六 都市計画法の改正：団地の都市安全確保拠点施設を都市施設に追加する。

七 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の改正：移転促進区域に浸水被害防止区域等を追加する。

八 都市緑地法の改正：特別緑地保全地区の指定要件に雨水の貯留浸透機能を追加する。

九 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正：市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難訓練の結果の報告を義務化し、市町村長による勧告等を可能とする。

長い引用になりましたが、実際にこれらの法改正において、流域治水の推進にどれほどの効力を有するのか、不明なものが少なからずあります。

「一 特定都市河川浸水被害対策法の一部改正」について見れば、1は「法定協議会を創設すること」、3は「水の貯留機能を阻害する行為を事前届出制とすること」であり、実際にどれほどの有効性があるものなのか、よくわかりません。

それに対して、2は「雨水貯留浸透施設について、国等による設置費用の補助」であり、雨水貯留浸透施設の設置推進にそれなりの役割を果たすことが期待されます。ただし、この雨水貯留浸透施設の設置費用補助はすでにいくつかの自治体で行われており、新しい制度ではありません。これについては**第三**で述べます。

「一」の4は流域治水の推進事例である滋賀県の取り組みに対応するものであり、今回の法改正の目玉と考えられるので、滋賀県との比較で実効性を考えたいと思います。**第二**で述べます。

その他の「二 水防法の改正」、「三 建築基準法の改正」、「四 下水道法の改正」、「六 都市計画法の改正」、「七 防災集団移転促進の特別措置法の改正」、「八 都市緑地法の改正」、「九 土砂災害防止対策推進法の改正」は、流域治水に関連するものとして盛り込まれたものという印象が強く、実効性が明らかではありません。

上記のうち、「五 河川法の改正」の「利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度の創設」は利水ダムの事前放流に係る法改正であり、マスコミに比較的に取り上げられていますので、その意味と限界を**第四**で述べます。

第二 流域治水について滋賀県条例と流域治水関連法の比較

流域治水への滋賀県の取り組み—建築規制、立地規制

流域治水とは、水害の発生、激化を流域全体で受け止めて対策を講じることですが、この流域治水に最も早く取り組んできたのは滋賀県です。

流域治水は本来、どのようなものであるかを確認するため、滋賀県の流域治水推進条例の内容を紹介します。

滋賀県の「流域治水の推進に関する条例」が制定されたのは2014年3月です。当時の県知事は嘉田由紀子・現参議院議員です。

この条例は建築規制、立地規制を治水対策の重要な柱としています。「浸水警戒区域」を指定し、近くに避難場所がなく、地盤のかさ上げもしない場合、原則として区域内の住宅や福祉施設などの新築・増改築を許可しないとしています。

治水対策として建築規制、立地規制を行うのは画期的なことであって、本格的な実施は全国で滋賀県だけではないかと思います。

滋賀県は浸水警戒区域を次のように説明しています。

「浸水警戒区域は具体的には、二〇〇年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3mを超える土地の区域としています。これは、想定浸水深がおおむね3mを超えると、一般的な平屋建ての住宅等においては、天井高さ以上まで水没し、人命被害が発生するおそれがあるためです。

浸水警戒区域内では、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建築物の建築（移転を除く）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。」

2021年8月末時点で浸水警戒区域に指定されているのは次の五地区です。滋賀県は浸水警戒区域の指定を順次増やしていく予定です。

米原市村居田地区、甲賀市信楽町黄瀬地区、東近江市きぬがさ町、長浜市木之本町石道、長浜市余呉町菅並、大津市大石富川地区

指定区域の住民の賛意が得られるよう、慎重な手順が踏まれているからでしょうが、条例を制定して

から7年経って、浸水警戒区域の指定が5地区にとどまっているのはなぜでしょうか。流域治水政策室の職員は頑張っているのですが、2015年に知事が嘉田由紀子氏から三日月大造氏になって、県の取り組みの体制が不十分になっているのではないかとすることを危惧します。

家屋嵩上げの補助制度

滋賀県の流域治水の推進でさらに特筆すべきことは補助制度と「地先の安全度マップ」です。
滋賀県は、浸水警戒区域内で既存住宅を建て替える場合、二階が浸水しないようにするための嵩上げなどの費用の一部を支援・助成する制度を2017年9月につくりました。「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金交付要綱」です。
400万円を上限として、嵩上げなどの費用の1/2を県が補助するもので、この補助制度は画期的なものです。

滋賀県「地先の安全度マップ」

浸水警戒区域の指定は 滋賀県の「地先の安全度マップ」に基づいて行われます。「地先の安全度マップ」は「頻繁に想定される大雨（1/10）」から「計画規模を超える（一級河川整備の将来目標を超える）降雨規模（1/100、 1/200）までを想定して三段階の降雨規模でつくられています。そのうちの1/200の「地先の安全度マップ」の範囲が浸水警戒区域の指定対象になります。
滋賀県の「地先の安全度マップ」は国土交通省の主導による「浸水想定区域図」とは大きな違いがあります。滋賀県は両者の計算条件の違いを次のように説明しています。

- (一) 複数の河川の同時はん濫を対象
- 浸水想定区域図は、指定河川からのはん濫のみを考慮している。実際には、指定河川のみが危険な状態になるのではなく、降雨の状況によって、複数の河川が同時に危険な状態になることも想定される。そのため、「地先の安全度マップ」のはん濫解析では、圏域（流域＋氾濫域）全体に一様に降雨があった場合に、圏域内の複数の河川からどのようにはん濫するかを同時に表現している。
- (二) 内水はん濫を考慮
- 浸水想定区域図は、指定河川からのはん濫のみ考慮しているが、実際には、指定河川がはん濫する前に、農業排水路、普通河川や小規模な河川などのはん濫が先に生じることも想定される。このような現象を表現するため、「地先の安全度マップ」のはん濫解析では、農業排水路、普通河川、小規模な河川からのはん濫現象、すなわち、内水はん濫現象も同時に考慮している。

滋賀県の条例と今回の流域治水関連法を三項目について比較すると、右表の通りです。今回の流域治水関連法に比べて、滋賀県の条例は先進性があり、具体性であることが分かります。流域治水関連法は滋賀県の条例を一つの模範として今後改善を図っていく必要があります。

	滋賀県の流域治水推進条例	今回の流域治水関連法
浸水警戒区域、浸水被害防止区域の治水安全度	（浸水警戒区域） 200年確率の降雨による浸水域	（浸水被害防止区域） 数十年に1回の降雨による浸水域
浸水警戒区域、浸水被害防止区域内での住宅の建て替えの補助制度	400万円を上限として、嵩上げなどの費用の1/2を補助する。	まだ制度化されていない。
氾濫域の設定の仕方	複数の河川の同時氾濫、内水氾濫を総合的に考慮	各河川の氾濫、内水氾濫を別々に想定

第三 雨水貯留浸透施設の設置費用補助の法制化

特定都市河川浸水被害対策法の一部改正により、雨水貯留浸透施設について、国等による設置費用の補助が定められましたが、この雨水貯留浸透施設の設置費用補助はすでにいくつかの自治体で行われて

おり、今回の法改正はそれを法的に位置づけて進めていくものです。

東京都について見れば、「雨水流出抑制事業補助要綱」により、神田川流域、渋谷川・古川流域、石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域、谷沢川・丸子川流域、境川流域、柳瀬川流域に関係する一八区一六市町が対象になっています。

上記の流域に少しでも入る区市町は全域が補助制度の対象となるので、東京都内の区市町でこの補助制度の対象外であるのは、区部では足立・葛飾・江東・墨田・江戸川区、多摩地域では八王子・稲城・多摩・昭島・日野・福生・羽村・国立・東久留米・青梅・あきるの市、日の出・奥多摩町、檜原村であり、区部と多摩地域の大半がこの補助制度の対象です。

なお、東京都内において改正前の特定都市河川浸水被害対策法の対象となっているのは鶴見川流域、境川流域の八王子・町田・稲城市だけです。

東京都の補助額は雨水流出抑制施設については基本的に区市が定める助成金額の45%以内、一件当たり18万円を上限とし、雨水タンクの補助金額は、雨水タンクの本体価格の13.75%の額で、一個当たり7700円が上限となっています。都民が受ける補助額は区市によって異なりますが、練馬区の場合は雨水浸透施設および付帯施設工事の助成は、区の定める単価の合計額で、限度額40万円であり、雨水タンクの助成は本体価格の1/2で、限度額25000円となっています。

今回の特定都市河川浸水被害対策法の一部改正による雨水貯留浸透施設への具体的な補助率は東京都の補助制度などを参考にして定められていくことになると考えられます。

第四 ダムの事前放流の制度化

流域治水関連法の改正で目玉の一つになっているのが、洪水対策としての利水ダム等の事前放流の制度化です。洪水の到来が予想される時は事前放流でダムの利水容量を減らして洪水を貯留できるようにするというものです。この事前放流の関係で河川法が改正され、「利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度を創設する」ことが盛り込まれました。

利水ダム等の事前放流そのものは2020年度から始まっており、今回の法改正はそれをバックアップするものです。利水のための貯水容量を治水に活用するダムの事前放流について、国土交通省は2020年4月22日に「事前放流ガイドライン」を策定しました。

総理官邸に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、2019年11月から会議が開かれて、事前放流ガイドラインが策定された。この検討会議は当時の菅義偉官房長官の肝いりで設置されたものです。河川問題とは縁がなかった菅氏がダム事前放流の問題に関わったのは、次期首相候補として名を売りたい思惑があったからだと思います。

ダムの事前放流を行った後、実際の降水量が予測降水量を大幅に下回った場合は、ダム貯水量の不足で利水に支障をきたすことになります。その時の措置として、国交省及び水資源機構のダムについては国が利水者に補償する制度が2020年度につくられ、2021年度からは都道府県営の補助ダムも補償の対象となりました。

しかし、洪水の到来が予想されるときに利水ダム等の事前放流を行って洪水を貯留できるようにするという考えそのものはよいとしても、必ずしも有効な対策とはなりません。

水源連だよりNo.86（2020年9月26日発行）の「ダムの事前放流ガイドラインとその現実」（39～29ページ）をお読みください。

以上述べた通り、今回の流域治水関連法は流域治水へ方向転換する第一歩に過ぎず、多くの期待をすることはむずかしいと思います。

なお、今年4月20日の参議院国土交通委員会に私は三人の参考人の一人として出席し、今回の法案について上記のことを中心にして意見を陳述しました。